

# 事業民生常任委員会

平成18年9月8日(金)

## 事業民生常任委員会

日 時 平成18年9月8日(金)午前10時15分開会 - 午後5時30分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、反保副委員長、奥野、中原、和田(勝)、田島  
和田(博)議長

欠席委員 鳥谷部

傍聴議員 辻下、福田、鍛冶、竹内

出席理事者 石田町長、平助役、白井住民部長、吉田住民部税務課長、谷下住民部保険年金課長、  
萬谷住民部住民生活課課長代理、芦田福祉部長、古谷福祉部地域福祉課長、  
岸本福祉部高齢福祉課長、大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、  
松永事業部長、藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、梶本事業部地域振興課長、  
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、鶴岡事業部事業課参事、  
伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、末原上下水道部長、  
古橋上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長、奥野深日保育所長、  
中口総務部長、古田総務部理事、波戸元住民部保険年金課主幹、寺田住民部税務係長、  
松下住民部住民生活課係長、相馬福祉部地域福祉課主幹、鈴木住民部税務課主幹、  
広田上下水道部下水道課係長、早野上下水道部下水道課主幹、  
多賀井上下水道部水道課主幹、河合上下水道部水道課主幹、  
沢事業部第二阪和等プロジェクト推進課係長、寺田福祉部高齢福祉課高齢福祉係長、  
池下福祉部高齢福祉課介護保険係長

欠席理事者 岡本住民部副理事兼住民生活課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時15分 開会)

川端委員長 皆さんおはようございます。

本日はご多忙のところ、委員会に出席をいただきご苦労さまでございます。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、欠席委員は1名、鳥谷部委員が体調不良のため欠席です。

理事者におきましては、岡本副理事が病気により欠席の報告を受けております。

欠員が1名であります。

一応定足数には達しておりますので、これより事業民生委員会を開催いたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、ご協力お願いいたします。

過日、本会議におきまして、事業民生委員会に付託を受けました議案17件について、審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございますか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、委員の質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

それでは、まず、議案第68号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

委員会資料の1ページをご参照ください。

平成18年度一般会計補正予算(第2次)の件について、各担当から順次ご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。国庫支出金、老人福祉費補助金として750万の補正をお願いするものでございます。内容でございますが、歳出で出てきますが、淡輪老人福祉センターの横に約50平方メートルの介護予防拠点の新設するための国庫補助金を歳入するものでございます。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

続きまして、繰入金、特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計からの繰入金 3 万 8 千 5 百 0 0 円をお願いするものでございます。この中身は、多奈川地区福祉委員会さんが、多奈川小学校と合同で福祉教育に力を注いでいただいておりますので、これの活動用備品の購入財源に充てるものでございます。

家永事業部事業課長 事業課の家永でございます。

2 1 町債でございますが、地域再生事業債としまして 2 2 0 万円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、西畑線整備費に充当するものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、合計 1 万 0 千 8 百 5 千 0 0 0 円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

川端委員長 続いて、歳出の方。

吉田住民部税務課長 税務課の吉田です。

総務費の町民税賦課事務費ですが、補正予算 4 万 4 千 1 百 0 0 0 円を計上するものです。その内容は、本年 3 月議会において議決されました法人町民税均等割及び固定資産税の税率改正につきまして、町外の納税者に周知をするための経費で、その内訳は備考欄に書いているとおりでございます。

続きまして、町民税過誤納返還金ですが、補正前の予算 4 0 0 万円に対しまして、今回 1 万 3 千 3 百 8 千 円を計上し、1 万 7 千 3 百 8 千 円とするものです。その内容は、町内の大手法人が中間決算時に概算納付を行ってございましたが、本年 6 月 3 0 日の確定申告によりまして、法人税割及び均等割が減少し、還付金が生じたものです。また、そのほか法人等におきましても更正申告等が例年以上に発生し、補正予算の必要が生じたものです。

以上です。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

続きまして、民生費の社会福祉費、障害者福祉事務費でございますが 1 万 7 千 6 百 7 千 0 0 円、障害者相談事業等負担金としてお願いするものでございます。この事業につきましては、これまで身体障害については市町村で、知的・精神の相談事業につきましては都道府県レベルで行ってございましたが、この 1 0 月に障害者自立支援法が全面施行されることに伴いまして、身近な市町村でやっていくということになりました。岬町の対応でございますが、これまでは泉南市なり、また熊取町なりにある施設で相談事業が実施されておっ

たわけでございますが、お隣の阪南市が、この法の施行を契機に、自前で事業を実施されるということが判明いたしましたので、この阪南市の事業に乗っかるという形で、現在協議を進めていております。したがって、この負担金は、阪南市にお支払いして、障害者の相談事業を実施していくという内容でございます。

続きまして、身体障害者福祉費でございますが、これは予算の増減はございませんで、備考欄記載のとおり、事業の費用を扶助費から委託料へ節の振りかえを行うものでございます。これも障害者自立支援法の全面施行に関しまして、福祉サービスの仕組みが変わるということで振りかえさせていただくものでございます。これにつきましては予算流用という形も当然ありましたんですけども、金額も大きいということがありますので、議会の議決権尊重という立場から補正予算をあえて提出させていただいております。

1枚めくっていただきまして、次の2点、知的障害者福祉費、それと障害児（身体・知的）福祉費、これいずれも、先ほどから申し上げております障害者自立支援法のうち、地域生活支援事業に係るショートステイ等の内容でございますが、節の振りかえをお願いするものでございます。

続きまして、社会福祉費372万円でございますが、そのうち、まず特定財源がついております38万5,000円の備品購入に充てます機械器具費、これは先ほど歳入の方でありました多奈川財産区特別会計からの繰入金を充当するものでございます。多奈川地区福祉委員会さんにおかれましては、多奈川小学校さんと、福祉教育事業ということでいろいろ活動されておられますので、これの活動用備品ということで、テント3張り、それからグラウンド整備用ローラーを購入しまして、福祉委員会さんに貸与して、今後の活動の糧にさせていただくという内容でございます。

以下、身体障害者保護費国庫負担金返還金、以下省略しますが、各種負担金の返還金でございますが、これは昨年度の各種事業に係る精算分でございます。国が2分の1、大阪府が4分の1というルールになっておりますので、そのルールにのっとって精算するという内容でございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

老人福祉費、介護予防拠点整備事業として800万円を計上しております。これは先ほどの歳入の方で説明させていただきました淡輪老人福祉センターの横に、約50平方メートルの介護予防拠点を新設するための設計業務委託料50万円と、工事費750万円です。財源につきましては、先ほどの国庫補助金750万と、あと一般財源50万円になります。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

身障医療助成費の142万5,000円でございますが、これは大阪府の補助金の返還金でございます。大阪府が10分の6持つというルールになっておりますので、それに基づいて精算を行うという補正でございます。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

続きまして、ひとり親医療助成費5万1,000円の補正でございますが、ひとり親家庭医療費の公費負担助成事業補助金に係ります前年度実績で、大阪府への精算に伴う返還金となっております。

続きまして、2の児童福祉費、乳幼児医療助成費でございますが、補正予算額42万4,000円です。これも乳幼児医療の助成事業費補助金に係る大阪府への返還金でございます。

萬谷住民部住民生活課課長代理 住民生活課、萬谷です。

続きまして、衛生費、保健衛生費、火葬場費、指定管理者制度導入経費ということで、9万4,000円補正いただくものでございます。これにつきましては、後ほど条例改正の中で、17ページから20ページの中で出てきます火葬場の指定管理者制度を設けます。それに対します委員報酬でございます。ちなみに、委員長が8,700円の3回分、2万6,100円。委員といたしまして7,500円を3名の3回分、6万7,500円。合計9万4,000円ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

続きまして、清掃費、塵芥処理費、施設管理費でございますが、13万8,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、昨年9月に美化センターで爆発事故がございまして、保険請求をしたところ、再調達価格で保険を加入しなさいということが判明しましたもので、その差額分といたしまして、13万8,000円を要求するものでございます。

以上です。

家永事業部事業課長 事業課の家永でございます。

続きまして、5ページでございますが、8土木費、西畑線整備費といたしまして、平成18年度の地方債の確定に伴い、220万円を一般財源から地方債へ財源更正するものでございます。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本です。

都市計画費、都市計画総務費としまして、239万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容としまして、用途地図の在庫が少なくなりましたのと、現在、用途図は13年度に修正してから5年が経過しているため、望海坂地区の大規模開発で現況が変わったり、都市計画の名称変更がありましたので、現状との整合がとれなくなってきておりますので、今回、用途地図修正業務を委託しまして、500部の用地地図を印刷するものでございます。

白井住民部長 住民部、白井です。

続きまして、路線バス対策費1,200万の補正をお願いするものでございます。路線バスにつきましては、平成13年度から5年間の協定によりまして、17年度で終了いたしまして、18年度以降についても路線バスを継続したいということで、業者方と協議いたしました。そして、最終的に協定交渉がまとまりまして、そして、その協定書の中に、今回の補助金については、今後5年間、4,200万円を上限として予算で定める額という形の協定書を結んでいるところでございます。それにつきまして、この協定書に基づきまして、今回1,200万円の補正をお願いしたいわけなんですけども、1,200万円をお願いする経過につきまして、もう少しご説明申し上げたいと思いますので、恐れ入ります、資料の7ページ及び8ページをごらんになっていただきたいと思います。

資料7ページでございます。今回の路線バス事業について、まず平成13年から平成17年までの5年間の実績並びに運行状況等をまとめたものが7ページでございまして、読ませていただきますと、南海バス事業の撤退に伴いまして、平成13年度から中日臨海バスに5年間の協定を結んでおります。運行方式につきましては、一般貸切旅客自動車運送事業方式によりバス事業を行ったところでございます。これにつきまして、町の方が運行会社に対して3,000万円の補助金を支出したところでございます。その実績につきましては、まず、運行本数につきましては、現在、基本ルート、支線を合わせまして49本、それに伴います使用する車両といたしましては、予備車を合わせまして7台で運行しているところでございます。

そして、この利用者の状況でございますけれども、当初発足したときは、1日約606人、年間22万人、17年度の実績でいいますと660人、1割ほどふえておりまして、24万人の利用者があるという状況でございます。

それと、この収支状況でございますけど、バス会社の収支状況につきましては、見ていただきましたとおり、経費が上回るという状況で、バス会社は毎年赤字を出していると、

そのような状況でございます。

赤字を出した要因等につきましては、その次の表の下に書いていますとおり、当初の計画では見込まれていなかった間接的な経費、事務所借り上げとか、運行管理者経費とか、事務所の人件費とか、そういう経費が算定されずに、プロポーザル方式に基づいて提案してきて、それが採用されたことによるものではないかと考えております。赤字につきましては、これ、あくまで事業者が判断した結果ですので、これに対して町の方が赤字を補てんするという事は全くございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、毎年3,000万円の補助金を支出しているわけなんですけども、それにつきましては、参考欄にありますとおり、8割につきましては、地方交付税制度に特別交付税等もござひます。その中に8割が特別交付税の基準財政需用額に算入されているという形で、純粹に税負担として考えるのは約2割ですので、600万円という形で5年間が経過した状況でございます。

それらを踏まえまして、今後そうした契約が切れる18年度以降、どのような形にするのかということなんですけども、これにつきましては、下に書いています、2番の今後のあり方ですけども、これにつきましては、書いていますとおり、存続したいということでございます。

それらを踏まえまして、昨年11月、同じ状況で、現在の状況でバスを運行するには、どのくらい経費がかかるのか、補助金が必要なのかということをご提案させていただきました。そうしましたら、3社の方から提案が出てまいりまして、その内容につきましては、8ページの上の表のとおりでございます。

バスの運行に係る経費については、一番安いのは中日臨海バスでございます6,600万、運賃収入を除いた、これ、すなわち補助金相当額ですけども、運賃収入については2,400万を過去の実績から求めたものを引いております。運賃収入を除いた金額、これは町が補助金を必要とする額ですけども、最低の価格者におきましても4,200万が必要という形の提案をいただいております。それらを踏まえまして、このまま18年度以降、バスを運行するとしますと、4,200万円の補助金が必要、現行が3,000万円ですので、1,200万の増額になるという状況でございます。厳しい財政状況を踏まえまして、できる限り、この1,200万の補助金を減らすような方向で検討してまいりました。その検討した内容が、(1)、(2)、(3)の内容でございます。

まず1点目が、現行の路線バスを一部見直してはどうかということでございます。アと



いたしまして、支線の見直し。支線については約1,100万ほどかかっておりますので、全廃した分は、その分だけ効果が出るんじゃないか。また、淡輪とか孝子につきましては、南海電鉄等も使えるということもありますので、その一部分だけ負担してみたらどうかという形で試算したわけなんですけども、これは岬町全域のバスの空白区域、公共交通の空白区域をなくすと、そういう趣旨からいきましても好ましいことではないかと考えておるところでございます。

また、1時間に2本走らせております基本路線の見直しについても考えたわけなんですけども、バス1台を削減いたしますと、600万ぐらいの効果があるわけなんですけども、バス利用者の約95%以上が基本路線に乗車しているという状況ですので、これをやることによって、どれだけ利用者の減少につながるのかということは想定できないという状況もございます。

次に考えましたのは、バス料金の見直しということも考えました。現在、100円の均一制をとっておりますけども、50円上げますと、1,200万の試算では増収となるということなんですけども、これを運賃値上げによる乗客数の減少という中身はつかみ切れないところがありまして、ピアツァ5の送迎の人員でも相当減ったということを前にご報告させていただいておりますので、相当乗客数が減るのではないかとということでございます。

そして、3番として、補助金の見直しをお願いしようやないか。4,200万円に増額をするという方法なんですけども、これにつきましても、直ちに補助金を増額させることは、民間事業者としての企業努力を後退させるのではないかとという懸念もございます。

これらの検討課題を踏まえまして、最終的に、町といたしまして、今回の補助金につきましての結果でございますけど、基本的な考え方につきましては、バス事業については地域に密着した福祉バスの性格を持つ、そういう現状でございます。

そして、またバスの事業の見直し、また料金の引き上げ等については、今後とも慎重な対応が必要ではないかと考えるところでありまして、当面は、町からの補助金を増額することを優先させていただきまして、しかし、厳しい財政状況がございますので、現行の運行状況の中で、利用者の増加を図る。また、運賃収入以外の広告収入、その他あらゆる収入の増加策を講じることによりまして、企業努力をやっていただきまして、それらの収入をもってして、町の補助金と相殺すると、そういうふうな形の考え方を持って、今回、補助金の増額をお願いしたいというところでございます。

それらを踏まえまして、予算につきましては、上限額であります1,200万をお願いしているところでございますけども、最終的な執行段階におきまして、今ご説明申し上げた広告収入とか、その他の収入が確保されますと、その分を差し引いた額を町の補助金として執行すると、そういう状況で考えておりますので、今回の補正につきましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本です。

5ページをまた参照お願ひします。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、林道施設災害復旧費としまして、70万円の増額補正をお願ひするものでございます。内容としまして、7月20日の梅雨の大雨に多奈川東畑・池谷地区の林道藤谷線ののり面が、延長4メートル、高さ2メートルにわたり崩壊し、通行に支障を来しておりますので、ブロック用壁等で復旧するものでございます。

以上、当委員会付託分4,453万4,000円の補正をお願ひするものでございます。

白井住民部長 それでは、次に、資料6ページをお開きください。

債務負担行為補正（追加）でございます。1つ目といたしまして、路線バス対策事業、期間が平成22年まで、限度額は1億6,800万。これは先ほどご説明申し上げました路線バス事業の町補助金の今回の協定書の期間については、平成18年から22年の5年間の協定書となっております。それですので、19年度以降の補助金の支出を債務負担する必要がございますので、今回、債務負担行為の追加をお願ひするものでございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

債務負担行為です。事項、淡輪老人福祉センター運営事業、期間、平成22年度、限度額376万円の設定でお願ひするものです。理由といたしまして、淡輪老人福祉センターの管理を指定管理者に移行するため、平成19年度から平成22年度までの経費を債務負担行為として予算を計上するものでございます。

家永事業部事業課長 事業課の家永です。

続きまして、地方債の補正でございます。起債の目的としまして地域再生事業債、限度額につきましては220万円を追加するものでございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 質問をさせていただきます。

まず、2ページの障害者福祉事務費の障害者相談事業等負担金の先ほど説明を受けまして、身体についての相談は市町で行っておったということですので、岬町で行っておったのかなと思うんですけれども。知的障害者の方とか精神障害者の方は、都道府県ということは、大阪府で行っていたということになるんだと思うんですが、そしたら府で行ってきた知的と精神の部分は、どこで、場所ですね、相談事業を行って・・・。

何点か、私、一遍に聞くので、ちょっと待ってもらっていいですか。済みません。

事業をしていたのかということをお答えいただきたいと思います。

それと、この件にかかわって、阪南の事業と一緒に乗っかりますという説明があったんですけれども、実施場所は阪南ということになるのかという、この2点について、まずお聞きしたい。

それから、4ページですけれども、衛生費、保健衛生費、火葬場費の指定管理者制度導入経費ということで、指定管理者の選定委員ですね、先ほど細かい内訳もお伝えいただきましたが、委員の構成、どのような方を予定しておられるのかということについてお答えいただきたいと思います。

それから、そのもうちょっと下の施設管理費の、ちょっとここは私聞き逃してしましまして、説明を再何とか価格と言っておられたんですけれども、その中身がちょっとわからない部分もありますので、もう少し詳細にご説明いただきたいなと思います。

以上、よろしく申し上げます。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

それでは、障害者相談事業等の負担金につきまして、もう少し詳しく説明させていただきます。

まず、障害者いいまして、身体、知的、精神と、大きく分けて3つあるわけですが、相談事業につきまして、まず身体障害者につきましては、これまで泉南市の泉南ピアセンター、これは泉南市の社会福祉協議会さんが中心になってやっておられるところですが、それが実施主体が泉南市ということでやっておりました。これに阪南市と岬町が乗っかる形の負担金を出しまして、これまで身体障害者の相談事業をやっておりました。

それと、次、知的障害者につきましては、熊取町にあります熊取療育園に、大阪府が実施主体ということで、委託という形で実施をしております。

それから、精神障害者につきましては、これも大阪府の事業なんですけども、泉佐野の

鶴原にあります、すずらんという支援センターがございますが、そちらの方に委託事業をやっておったという、こういう形でございます。

いずれも岬町から遠いところでございますので、実態としては、年間、多くても10件に満たないと。3件程度というような相談事業もありましたんですけども、どうしても交通費もかさむ、時間もかさむということで、利用者が少なかったのかなという形でございます。

障害者自立支援法が、この10月から本格施行されるということで、きょうも協議会の中で、その改正の中身につきまして、パンフレットもお配りして、ちょっと説明させていただくんですけども、その中で地域生活支援事業の中で、相談事業が市町村の役割やと、こういう位置づけられております。この10月からは、今までの体制のままやるという選択肢もありましたんですけども、いずれも泉南市、熊取町、泉佐野市という遠方での委託事業という形になっておりましたので、どういうやり方がいいかなあということで模索しておったところでございます。

そういうときに、阪南市さんが、これお答えの中になるんですけども、尾崎にあります、まつのき園、さつき園というのを開設されております。そこで、この4月から社会福祉法人さんに指定管理者ということで運営をされておるわけでございますが、その指定管理者さんに、この相談事業を委託されるという中身を聞き及んだところでございます。それでしたら、岬町、わざわざ熊取や泉佐野の鶴原とか、遠いところの相談事業に委託を続けるという必要もないだろうと。むしろ近くの尾崎で、交通費も安い、また時間も短縮できるというところであれば、実質、相談者の方もメリットありますし、当方も一般財源176万7,000円出すわけでございますが、交付税措置がなされるものとはいえ、これだけの金額出すわけでございますが、少しでも近い場所を実施していきたいと、そういう考え方でございます。

白井住民部長 住民部、白井です。

それでは、私の方から指定管理者の選定委員会の構成メンバーと、それと火災保険料のもう少し詳細な説明について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目の指定管理者の審査会の件なんですけども、淡輪火葬場に指定管理者制度を導入したいという形で、今回、条例改正をお願いしているところなんですけども、この指定管理者の選定につきましては、公募型のプロポーザル方式を採用する予定でございます。応募者の方から提出されました書類を審査して、指定管理者の候補者を決定すると、

そういう決定する審査会を指定管理者候補者選定委員会という形で設置したいと。それに係る予算をお願いしているわけなんですけども。

この構成メンバーにつきましては、5名を予定しております、その内訳といたしましては、会社の財務諸表を見る必要がございますので、税の専門家、税理士を予定しているところがございます。予算4人ですけども、1名が行政委員となっておりますので、報酬要りませんので、予算上4名となっております。失礼いたしました。税の専門家、そして火葬場ですので、埋葬法とか清掃法から、そういう法律の専門家と府の職員をお願いしたいなど、今、交渉しているところがございます。それと、あと地域の利用者代表という形で2名を予定しております、あわせて4名、そして行政代表で、ここに座っております助役をお願いしたいと考えております、5名の構成で、応募された中から1社を指定管理者として選定したいと、そういうための報償費でございます。

もう1点の火葬場の火災保険料、増額をお願いしたいんですけども、今の火葬場につきましては、昭和61年に建設しております。建設の事業費が8億2,500万でございます。ですので、火災保険料については8億2,500万円を基準として入っております。この火災保険料につきましては、事故があったときに、再建築価格というんですか、同じ建物と同じ設備で、もう一度同じものをつくる価格を保険の金額とするという形のルール化されておまして、その後、火葬場におきましては、先ほど説明しました、ごみ焼却場におきましては、ダイオキシン対策で2回の事業を行ってまして、11億5,000万ほどの事業を行っております。ですので、あの建物自体は19億6,000万か7,000万、約20億近くの価値があると。そういう状況でありまして、昨年事故が起きましたときに、施設の再建築価格を求めたところ、やはり業者の方から20億の金額という形の計算も出ておりますので、今回、その8億から20億に保険金額を上げたいと。なぜ上げるかといいますと、前回の事故の場合でしたら、損害額は5,200万でしたので、保険金額の1割以下でおさまったわけなんですけど、もし大きな事故がありまして、全損となった場合、損害額は、現在20億円になります。しかし、8億円しか入っておりませんでしたら、その差額については町から保険金が入らないという状況になっておりますので、その差額について、今回、金額を上げまして、それに係る保険料の補正をお願いしたいと、そういう状況でございます。

以上です。

中原委員 ご答弁ありがとうございます。

一番初めにお答えいただいた相談事業のことですけれども、今まで、遠方までわざわざ行ってという方は10件に満たないというようなこともありましたので、今回、阪南でしたら近いですし、時期的に、自立支援法の関連で、非常に法律自体がわかりにくいと。混乱を生んでいることもありますので、負担も大きくなりますし、お困りの方も実際に出てくると思いますので、こういう形で身近なところで気軽に相談に乗れる体制に持っていけたということは、評価できるんじゃないかなと思います。

以上です。

和田（勝）委員 1ページの地域介護福祉空間整備等交付金かな、これ、歳出の方でも出てるんやけど、淡輪の老人福祉センターの横というんか、どこへ建てるんか。50平方メートルと言うてるけど、これ、歳出の方で50万円の設計委託料となっているんやけど、設計してへんので、まだ格好がわからへんのかどうかわからへんねんけど、格好もわからへんのに750万というのが出てるんは、どういうことかなと思うんと、老人福祉センターの横に建てんとぐあい悪いんで、淡輪の老人福祉センターのところにしたんか。その1点と、西畑の1ページの地域再生事業債、これについては、220万円の財源更正ということで出てるんですけど、これはあれですか、西畑線の整備費と出ているんですけど、工事ではないんですか。当初予算に出てる補正前の予算額2,247万7,000円、これについては、現在、工事でないんか、整備だけというんか、そこら、もうちょっと詳しくに説明してほしい。

2ページの町民税賦課事務費というんですか、これ、町外に出す。印刷製本費、出すということで2万1,000円、これ何件ぐらい出すんか、お聞きしたい。

それと、次に、3ページの社会福祉費で、もったいないといつも思うんですけど、返還金、返還金、返還金と333万、これどないかええ方法で取れる方法なかったか。いつも言うんやけど、これは取れまへんねんと言うてるけど、取れなかった理由で別にないんと思いますけど。これ普通、6月の議会で返還するものとちがうんかな、それちょっと。5月で締めたら6月でできるんちゃうんか、その点ちょっと聞きたい。

5ページの林道のこれについては、場所どこと言うてくれたんかな。もう一遍、何やったらちょっと言うてほしいんで。これだけです。

川端委員長 そしたら、和田委員、5点にわたってやね。

和田委員の質問に対して、順番にお願いいたします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

まず、1点目の1ページの歳入の方で750万、地域介護福祉空間整備等交付金の金額等についてなんですけども、これは事前にプレハブの建設予定でございます。プレハブの方のメーカーから見積もりという形で、約50平米の見積もりをおとりいたしまして、それでこの金額になっております。

2点目の淡輪老人福祉センターの横になぜこれを建てるんかという質問と思いますが、これについては、昨年、平成17年度、多奈川の保健センターに介護予防拠点を整備いたしました。それと、また新しく淡輪の方で、淡輪老人福祉センターの横に三角地あるんですけど、ちょうど道の横なんですけども、そこに50平米、淡輪老人福祉センターの方は、現在、淡輪長生会さんが管理委託してもらっております。そこで、各種事業を展開しております。そういう意味もありまして、高齢者の方が福祉センターに来ていただく機会が多いかなと思ひまして、この横に介護予防拠点ということで、軽い運動とか栄養教室等を開催予定しております。

以上です。

家永事業部事業課長 事業課の家永でございます。

西畑線の整備についてでございます。西畑線の整備につきましては、去年、昨年度、測量及び実施設計及び町道敷等々の明示の立ち会いを行っております。今年度につきましては、それに基づきまして、境界の確定業務及び分筆登記、それから道路用地の買収等、この辺の業務に係る費用でございます。それから、工事につきましては、来年度予定をしております。

以上でございます。

吉田住民部税務課長 税務課の吉田です。

町外発送件数についてでございますが、税目は法人町民税約150件、固定資産税1,800件、合計1,950件を見込んでおります。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

社会福祉費の各種負担金等の返還金でございますが、もったいないなという指摘もございましたが、一定のルールにのっとりまして返還するものでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

補正の時期なんですけども、各種負担金の実績報告をしまして、数字が確定していく作業をしますのが、大阪府分につきましては5月から始まると。国につきましては、6月から事務が始まって、その後、金額が確定するというところでございます。そういう事務の流

れになっておりますので、6月補正はちょっとできないということで、この9月補正で補正をお願いしているところでございます。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課、梶本です。

林道災害復旧工事の場所ですが、多奈川東畑、池谷地区の外れから約500メートルほど行ったところでございます。多奈川東畑、池谷地区の林道藤谷線の・・・。

松永事業部長 済みません。池谷の集落の中を入りまして、集落抜けてから100メートルぐらい行ったところなんです。西畑です。

和田(勝)委員 わかりました。

老人福祉センターのこの1ページのところやけど、多奈川の保健所の横へも1つできると言うたんかな。

川端委員長 中。

和田(勝)委員 中にできてるの。もう結構です。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

そしたら、ほかの委員さん、お願いします。

奥野委員 2点ちょっとお聞きしたいと思います。

今、和田委員の関連でございますけれど、先ほどの3ページの介護予防拠点整備事業でございます。これ、先ほど和田委員も言われたように、多奈川でも拠点のセンターができてるとということで、淡輪にもというお話で、国庫補助のもとでされるということですけど。これから予防というのが一番大事になってこようと思うんですけども、多奈川での成果といいますか、まだ去年できたばかりで、どれだけのものになっているか、まだなかなか目に見えたものもないかと思うんですけど、それを淡輪にもということで、財政もいろいろ大変な中で、新たにつくるということで負担もふえてこようかと思っておりますので、多奈川での、今、実績というか、その辺の少しお話いただけたらと思います。

それと、もう1点、これは7ページ、8ページの先ほど白井部長から路線バスのお話もいただきましたが、1,200万の今回補正ということで、足らずをとということなんですけど、この中の資料を見させていただいて、7ページの中ごろのウの収支状況の17年度でございますが、差引収支額が1,739万7,000円ということで、1,700何がしの赤字ということで、今回1,200万の補助ということですので、500万が足りないという内容になっているかと思っておりますが、その足らずは企業努力ということになるのかどうかという点を2点お聞きしたいと思います。



川端委員長 奥野委員、2件ね。今の答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

多奈川の保健センターの中での介護予防拠点の実情でございますが、完成したのが17年度末で、実際事業開始が18年度からとなっております。それで、具体的には、9月までは健診等で特定高齢者という介護度の手前ですね、介護度受けない方、その方の選定をしております。事業実施の計画は10月から計画しております。10月から来年の3月まで、保健センターで各事業を展開していこうというふうに考えております。

以上です。

白井住民部長 住民部の白井です。

2点目のご質問の補助金の件なんですけども、資料7ページ、8ページ、ごらんになっていただきたいんですけど。7ページの収支状況、ご質問のとおり、約1,700万、15年度は1,800万という形で、今回が補助金が4,200万、そしたら五、六百万の差はどうなるのかということなんですけども、結論から申し上げます、これは企業努力をお願いしたいという形で、これは相当長い間交渉した結果の数字でございます、8ページの4,213万7,100円という数字は、中日臨海バス以外の会社さんにつきましても、見積書の提出がありましたけれども、再度企業努力をお願いしたいという形で、何回も差しかえさせた結果で、最終的に、中日臨海バスさんしかこれ以上安くないと。ほかの会社につきましても、これ以上無理であるという回答もいただきまして、最終的に企業努力を反映した中日臨海バスに、4,200万の補助金という形で決定させていただいた次第でございます。

以上です。

奥野委員 さきの質問の淡輪の介護予防センターの件ですけれど、多奈川では、まだこれからスタートの段階だと思いますし、淡輪もやってみないとわからないということになるのかなと思いますけれども。これだけ高齢化にもなり、ますます介護費用も要ってくる中で、逆に、今新たにそこに拠点を設けて、実際、その拠点の中で体操とか、先ほど予防のためのやるというふうにお話もあったと思うんですけど。そこで新たにプレハブを建てて、施設の中で健診して、予防運動というんか、やることなく、隣にも福祉センターがあると思うので、そこらあたりでもっとお金もかけずに、今すぐ慌てて建てたら、また、いろんな備品やら空調関係のいろんな、光熱費も要りますし、今すぐ建てる、国の政策でもあろうかと思っておりますけれども、今すぐやらなくても、私はいいいんじゃないかなというふうにも少し

思うんですけれど。

それと、もう1点、2点目の白井部長の路線バスの説明いただきまして、企業努力というのは、中日臨海バスさんの方ではいろいろと広告もこれからとっていただくというような内容にもなっているかと思うんですけれども。当然、会社の方から収支明細というか、報告もあろうかと思うんですけれども、今、あそこにある淡輪のバリューのところの駐車場と事務所、かなり賃貸料なんか要ってると思うんですよね。あそこ、どれだけの費用が要ってるのかわかりませんが。逆に、あそこでなければということは、私は決していないと思うので、逆に、石田町長が言われる町有地の活用というか、町のそういうものとか、再度使えるような場所に変わっていただくような場所というようなことは、検討されてないんでしょうかね。

その2点、再度お願いいたします。

川端委員長 ただいまの奥野委員の質問に対して、答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

現状の老人福祉センターの中身については、床が畳でございます。その畳も長生会さんの方から畳がえをしてくれというほど、結構ぼろぼろになっております。その中で、そういう体操というのはちょっと困難かなと。国の施策でもありますように、これから奥野委員が言われたように、介護予防の方に、やっぱり力を入れていきたいと。当町の方でもそういうふうに見て、多奈川の保健センターだけでは淡輪の方でも遠いというのがありますので、その老人福祉センターの横で、もう一つこういう建物を建てまして、その中で、床、当然、今度はフローリングという形にするんですけども、そこでそういう体操ができる。今の現状の畳であれば、そこではちょっとできないという状態になっております。

もう一つ、それと福祉センター自身で、長生会さんが毎日のように各講座、文化教室をやっております。それが毎日のように詰まっていますので、新たにそこにまた介護予防の事業を取り組むというのは、日程的にもちょっとしんどいかなというので、隣の方に建てさせてもらいます。

以上です。

白井住民部長 住民部の白井です。

業者から上がってまいりました見積書を今見ているわけなんですけども、ご質問の淡輪の車庫ですか、借上経費なんですけども、見積額なんですけども、月額20万、年間23

9万4,000円という数字が上がってきております。この数字も大きな額になっております。

それと、先ほど企業努力と説明させていただいたんですけども、企業努力については、固定経費についてはなかなか削減がしづらいし、問題もありますので、岬営業所を管轄する堺支社か、そしてまた三重県の四日市の本社のそういう管理経費を圧縮するということで、今回、見積額を減額させた経緯もございます。それらのところが企業努力として出てきたわけなんですけども。その企業努力、いろんなことやらなあかんわけなんですけども、ご指摘いただきました車庫の問題につきまして、もう少し安いところで、ある一定の規模が必要ですので、用地の確保がもしできるのであれば、会社の方ともいろいろまた協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。今の場所については、町内でバスを運行するときのバスの始発地点として一番適切であるということで、事業者側が判断して、淡輪の方に設置したという経緯を聞いておりますので、それらのところを踏まえた上で、もう少しまたバス会社の方とも、改善できるものについては改善してまいりたいと考えているところでございます。

以上ですけど。

奥野委員 さきの質問の淡輪老人センターのところの件ですけど、国の施策であり、これから予防して、費用がかからないようにというのは十分わかるんですけど。余り、老人の方ですから、飛んだり跳ねたり、そんな大きなものはないと思うので、板張りの立派なものなくても、どこか小さな借りたところでも、十分私は可能じゃないかと。財政が豊かであれば建てて、どんどんそういう形でやればいいと思うんですけど、予算、財政を心配するために、ちょっと意見を述べているだけで、これで介護費用がかからないのであれば、大いに結構なことなんですけれど。

それと、白井部長から再度答弁いただきました。今、239万ですか、地代と、これは事務所も入っているんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 今、私が申し上げました、詳しい明細はないんですけども、車庫借り上げ料といたしまして、月額19万9,500円、年額にいたしますと239万4,000円という数字でございます。ちょっともう少し車庫については、用地代に、上物、ガレージについてはいるのかと。それについては、ちょっと明細ございませんので、お答えできない状況でございます。

川端委員長 答弁をお願いします。

平助役 助役の平でございます。

さきの予防拠点整備について、若干補足いたします。この補助金につきましては、このときしかございません。何も750万、すべて国費で、100%の補助でございまして、この機会しかない。ただ、新設に限るといって、そういう条件もございました。そんな中で、この補助が岬町の申請が通るかどうか、そういう微妙なところでございました。そんな中、大阪府並びに地元国会議員にお願いいたしまして、厚生労働省に陳情いたしまして、このたび750万が確定したと。

もう一つの申請した理由につきましては、ご存じのとおり、淡輪福祉センターは、淡輪地区の葬儀、告別式に多く利用されております。そのたびに老人の方々の講座が中止と、そういうような状況でございまして、私、福祉部長をしているときから、できれば、葬儀、告別式は、老人福祉センターでやめてもらいたいということも議論したこともございますが、ほかにそういう場所も、今は海浜会館でございますが、ほかに適当な場所がないからやむを得んというようなことで、その葬儀、告別式のたびに、老人の方々の各講座を中止してきたと。また、このたびこういう事業が出てきたと。これが一つのいい機会と、チャンスととらえまして、今般、750万、100%の補助を獲得することができた、そういうような経過がございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 済みません。先ほど、奥野委員の質問に対しまして、私の方、答弁させていただいたんですけども。その中で車庫借り上げ料、その中に事務所の分は入っているのかということなんですけども、間違っただけで答弁させていただいております。もう一度回答させていただきます。

先ほど言いました車庫借り上げ料、月額19万9,000円、年間239万、これにつきましては、あくまでも車庫として使っている土地代だけです。そして、新たにその横に事務所がございまして、事務所の借り上げ料として、リース料ですけども、月額9万円、年間にしますと108万の経費が、この中に算入されております。

訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

川端委員長 ありがとうございます。

奥野委員の質問は終わりましたので、田島委員、質問よろしく願いいたします。

田島委員 先ほど、委員からバスの補正予算について出てるんですけども、このバスは、そもそも南海電鉄が基本路線1本で運行してたのが、結局、乗客数が少ないので撤退と。補助金、出して、出さんの問題で、そうなった歴史があると思うんですわな。今回、こういう基本路線から始まって、タコの足みたいに、いろいろサービス路線があるわけですね。当然、それはお金要りますわな、補助金。

ここで、中日臨海バスの悪口言うんじゃないんですけどね、バスの事業の収支状況の中で、当然、見積もり出すときには、バスの運行に必要な直接的な経費とか、事務所の借上げ、今、奥野委員が言うてるけども、駐車場の問題とか、そんなものを算出、計上せんと、そういう見積もり出して運営できないと、これ事実、間違いないと思います。これに対して、まだちょっと次年度から運行するのに1,200万足らんと。僕らから言わせたら、本当にバス会社というのは企業努力してるのかなと思いますわな。白井部長の最前の説明では、結局、補助金出さんと、この会社は経営がしんどい。

そこで、まず、中日臨海バスのことですけども、ほかにA社、B社の中小か大手かというの、まず、この場で説明できたら説明してほしいんですけどね、まず冒頭に。

川端委員長 ただいまの田島委員の質問に対して、答弁お願いいたします。

白井住民部長 路線バスの契約が切れまして、18年度以降、引き続き運行が必要という町の方は判断いたしまして、それに基づきまして、現行の路線数と現行の運行状況で、どのぐらい、あと今後5年間、経費かかるのかという見積書をとったところでございます。それに対して見積書を提出してまいりましたのは、この資料の8ページにありますとおり、3社でございました。1社については中日臨海バスですけども、あと2社につきましては、1社が南海バスでございます。もう1社が大東洋といまして、運行の代行業とかやっている大手の会社ございまして、その会社の合わせて3社が、岬町の現行のダイヤでどのぐらい運行経費がかかるのかという形で、見積書を出していただいたところでございます。

最終的に、資料にありますとおり、この数字が出てきたわけなんですけども、先ほど言いましたとおり、この数字については、実は何回も差しかえもさせていただいております。というのは、相当、最初膨大な数字出てまいりました。とてもやないけど、町の方では対応できるような状況でございませんでしたので、各社を呼びまして、そして、もう少しどうにかできないのかという形で、合理化できるところはないのかということをはっきり言って、強制的に指導したような形になっておりまして、最終的に結果が8ページの方に出させていただいた資料の数字でございますので、その辺のところをご理解願いたいなと考

えているところでございます。

田島委員 行った南海が、またこれ三択しているちゅうのはおかしな話で、A、B、中日入れて、3社だけに声かけた、公募したんかな、声かけたんかな。例えば、泉州でも岸和田観光もあるし、水間鉄道もあるし、細部のあたり、小さいバス会社もあるわけですね。これのまず見積もりの出し方、どういう出し方したんか、まず根本的に教えてほしいんですね。声かけたのか、かけてなかったのか。

川端委員長 田島委員の質問に対して、答弁お願いいたします。

白井住民部長 住民部の白井です。

今回、先ほど言いましたように、公募したわけなんですけど、その方法については公募型のプロポーザル方式をとってるところでございます。それについては、町の方から関係するバス会社に対して通知したという形で聞いているところなんですけど、どの範囲まで通知したのかについては、今、手元に資料ございませんのでお答えできないと思うんですけど。やり方としましては、公募型のプロポーザル方式に基づきまして実施したと、そういう状況でございます。

田島委員 公募というのは、まさか、中日、A、B、この3社だけに公募の形で連絡したんちゃうんですわな。どういう方法の公募の方法したんか、それも聞きたいし、全然、泉州地域の中小のバス会社に連絡行ってないんか行ってたんかということをもた確認するけども、3社のみで公募という形でやってないでしょうな。それだけ、まず確認したいんです。担当課、わかるやろ、公募の方法。

川端委員長 ただいまの質問に対して。

白井住民部長 今ご答弁させてもらったとおり、今、手元の方に資料を持っておりませんので、調べまして、またお答えさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

田島委員 きょう時間かかるから、またわかり次第、昼からでも、また途中で回答もらうわ。この分は一応置いときます。

川端委員長 詳しい報告は後でいただくということやね。

田島委員 そして、僕から見たら、結局、泣いている子を泣きやますのに、何で泣いているんかわからんと、あめ玉口へほうり込んでいるみたいな感じと思うんですな。きのうも谷本議員が常任委員会の協議会で、望海坂の部分について、通学、学童のダイヤ改正とか、いろんな要望上がっているんやな。これもやっぱり当然、要望として入れないかんわな。どんどんどんどん、これ金額膨れてくるんやな。ぶっちゃけて、福祉的な性格を持ったバスや思う

んですけどね。

もともとのバスの運営に当たっては、一応、公共交通機関として南海さんが走ってたわけですね。南海さん、基本路線1本だけやね、淡輪から小島までの間ね。それがだんだんだんだん福祉的なということ言うてるんやけども。特別交付税にしても、これはやはり税金やしな、交付税もらえるからいうて、税金ということ踏まえとかんと、どうも、このバス会社、育成してるんちがうかなと、僕個人的に思てるんやで。そんなんじゃないで、やはりもっと多くのそういうバス会社に隔々まで声かけたら、こういう見積もり出んと思うんや。

そして、もう一つお願いしたいんは、やはり公正・公平性から見たら、受益者負担という考えで、何も料金上げとは言うてないで。そういうことで、バス会社が、もともとの事務所が、経費とか、自分が経営手腕がなかったわけやな、この中日というのは。それを泣くからいうて、あめ突っ込まん、結局、何で泣いているのか原因を解明して、そしたら受益者負担で、公共機関を確保しようと思ったら、料金の見直ししかないんや。「100円で無理やったら、あんた、料金、考えなはれと。町も財政苦しいのに、それ以上、あんた、泣いたらあきまへんで」と言うべきと思うんでね。

子供でも大人でも、淡輪からみさき公園まで乗っても100円、海風館から小島の端まで乗っても100円、これは、当然、公正・公平性から見たら、ちょっとおかしいと思う、これ。補助金、今回1,200万かな、これ出すの。当然、やはり距離乗ったら、距離乗った分、たとえ10円でも20円でもせないかんと思う。その設備投資というのは企業がやらないかんことや。お金かかりませと。そんなもん、町が何で関係あるねんと。それやったら、あんたとこ撤退しいやと。

まだ、直近では、泉州にも小さいバス会社もあるし、そういうことをせんと、わし、3社でやったんかいなという考え、疑い持つわけですわな。本当に、岸和田観光でも水間でも、あっちこっちのバス会社へ、公募といえども、お願いに行ったんか、汗かいたんかということ、わし、昼から答え聞くけども。そういうこと、どうですか。きのうの谷本議員も、そういうぐあいに、路線の拡張、ダイヤの改正、本当に住民の福祉的な部分でいけば、やはり料金を改正してもらわんと、町はいつまでたっても補助金、また上げていかなあかんと思うんでね。どうですか、部長。町長でもええけども。

川端委員長 田島委員、質問の途中で申しわけないんですけども、議会規則の中に、質疑は、同一の議題について3回を超えることができないとなっているんです。

田島委員、質問の途中で申しわけないんですけど、ちょっと暫時休憩してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 暫時休憩します。

(午前11時25 休憩)

(午前11時33分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ちょっとおわびいたします。先ほど、私の方から、質疑は同一の議題について3回を超えることができないというふうに、私ちょっと言ったのは、私の勘違いでして、これはあくまでも本会議場でありまして、委員会につきましては何回でもしていただいたら結構かと思しますので、ここでちょっと一言おわびしておきます。

では、田島委員、よろしくお願いたします。

田島委員 僕は、もうそれわかっとなやけどね。あえて委員長とは議論したくないから休憩入れてもうて。人間、間違いはだれでもありますので、ひとつ。

それじゃ、本論入りまして、住民部長ね、あんたの苦しい立場はわかりますけども、何も中日臨海バスのみを企業育成する必要ないと思いますので。隣接の阪南市でも似通ったバス走らせてますんですわ。これ、大体1台1,000万ぐらいで走ってますので。向こうは3台3,000万で走ってるんですわ。あそこは、うちより面積は大きい小さいか、僕まだ調べてないんです。ということで、これから中日さんも頑張ってもうて、A社、B社、その会社も頑張ってもら。もっとたくさんの企業に参画してもらおうよ。やっぱり、我々、物買うんでも、個人名言うたらあかんけど、地元の八百屋より大きなスーパーいうたらあるでしょう。もっと力のついた大きな企業があったら、努力するかわかりませんわ。

そして、ぶっちゃけて、ひとつその会社に言ってほしいんわね、何も100円、福祉的なバスの運営というのは部長の考えか知らんけども、100円というのは、ちょっと無理と思うわ。ですから、受益者負担ということで、距離数で料金改定するなり、そういう方法も考えてもうたら、何も今回の予算組みせんでええと思うんですね。反対してませんよ。しかし、企業努力が足らるので、企業に対して注意してくださいよと、そういうことですので、何もこの部分については反対しません。

もともと岬町は南海電鉄が基本の線、1本で走っておったということのをこれから踏まえ



て、いろんなぐあいに路線拡張してほしいので、何も南海本線が並行して、中日臨海バスを走らすに当たっては反対しませんけども、そういう面も企業も考えて、やっぱり行政の方も、交通機関のないとこならいたし方ないけども、一応、南海本線も走ってる、南海支線も走ってる。重複せんと、本当は小島・多奈川間の方の足のために、本来、こういう話が浮上したと思いますので、ひとつ企業には十分言うてほしいんやね。企業に言われたから、しんどいから、結局、事業費が増加したんやと。それをうのみにして、補助金出しましょうかと、それはやめてほしい。やっぱり料金上げなはれと。客減ったら減ったで、また考えまんがなと、そういうことを言うていただきたいなと。1回ぐらい言うてくださいな、企業に。

やはり大阪にはバス会社というのはたくさんありますんで、3社だけでそういうことを運営しないように、ひとつ軽く要望しときます。

私の質問は終わります。

川端委員長 田島委員、要望でよろしいんですか。

田島委員 あとの部分についてはわかってたら、今言うてもうてもええけども。言えますか。

川端委員長 担当の方、お願いします。

白井住民部長 住民部の白井です。

先ほど、私の方から、バスの平成18年度以降の業者を選定するに当たりまして、公募型プロポーザル方式という形で申しあげましたけど、今、ちょっと資料を見てまいりますと、若干ちょっとその辺のところは修正させていただきたいなと考えておりまして、実態を報告させていただきますと、この5年間の運行が終了するという事は、こういう業界では相当知れ渡っているということを知っておりまして、それで当然、岬町の方に対して、営業活動を行っている会社がございます。その会社に対して、今回、営業があつて、岬町もあと1年たつと、こういう形で消えてしまうんやという形で、こういう形で、今回募集して、見積もり比較をして、安い業者についてはお願いしたいと考えているという形で説明いたしまして、そして期限を切りまして、そして募集した。そして、その結果、応募してきたのが3社という状況でございますので。プロポーザル方式というよりは若干公募型でなくて、若干変則型ということだけ、ちょっとご理解願いたいなと思います。よろしくお願いいたします。

あと、バスの運賃の問題につきましては、現在、今こういう形で路線の見直しとか、バスの料金の改定とか、いろいろ協定書の締結に当たって検討はいたしましたけども、最終

的に判断したのは、今、この資料に書かせてもらった、基本的な考え方のおりでございます。しかし、これはいつまでも財政状況等を踏まえていきますと、継続できることも難しいんじゃないかということも一面ございますので、運賃の見直し、またご要望いただいております路線の見直しもありますので、それらを踏まえた上で、最終的に見直し等を行ってまいりまして、その上で、町の方の補助金についてはできるだけ圧縮したいと、そういう考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

田島委員 そのとおり、今回はもう仕方ないから、多くの社への声かけと、それと料金の、この2点だけ要望しておきます。

川端委員長 要望ということですね、わかりました。

奥野委員 済みません。何回でもいいということだったので、もう一度だけ、1点だけ質問したいと思います。

再度、路線バスのお聞きしたいんですけど、7ページの説明の一番上に、13年度から中日臨海バスが5年間の協定を結びということになっております。13年からいきますと、17年度で5年ということになるかと思いますが、ですから、まだ今年度は協定が結ばれてないということになるかと思いますが。

それと、今年度は可決されれば、4,200万の補助という形になるんですが、補助金がいろいろ企業努力によって見直される場合、協定で4,200万というのは、数字的に入るのはどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。その辺、どんな契約というか、なるのかなという。

川端委員長 奥野委員の質問に対して、答弁をお願いします。

白井住民部長 まず、協定書の件なんですけども、13年度から5年間の協定ですので、ことしの3月末で、以前の協定書は効力がなくなっております。ですので、今回新しく、4月1日から平成22年までの5年間の協定書については、交渉の結果、決着いたしましたので、協定書の締結いたしております。その内容に従いまして、今回4,200万円を上限とするとなっておりますので、今、当初で3,000万の予算をお願いしたところでございますが、残りの1,200万円について、今回補正をお願いするところでございます。

それで、あと4,200万の問題なんですけども、先ほど言いましたとおり、上限額というふうに考えておりますので、広告収入、その他の収入をもってして、収入が確保された場合、その分を4,200万から差し引いた額が町の補助金になるという考え方でございます。その考え方は、平成22年度まで同じ考え方を持っております。

ただ、あくまでも予算上、最大の数字については確保する必要がありますので、今回の補正予算で債務負担行為として、平成22年まで、4,200万円の4年間、1億6,800万の債務負担行為もあわせてお願いしたところでございます。

以上ですけど。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 結構です。

反保副委員長 ほとんど出尽くしてるんですけど、介護予防センターの件でお聞きします。

介護認定を受けられる前の方、非常にまだ元気な方が多いと思うんですけど、このような方の予防センターへ行かれたときの講演会なり、あるいは体操なり、そういう指導を受けられる場合は専門の指導員が当たるんでしょうか。それともなたか行政の方が指導されるんですか。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

串山保健センター所長 保健センターの串山です。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問ですけれども、健診を受けられまして、生活機能が少し低下をしていると言われた方を、虚弱の高齢者の方ですけれども、その方に対しての介護予防事業の担当者ですけれども、保健師、栄養士、それから理学療法士等の担当者によりまして、その方の機能低下の内容に合わせて、運動機能の向上ですとか、栄養指導ですとか、口腔ケア、そういった内容の指導をさせていただく予定としております。

以上です。

反保副委員長 ということは、こういういろんな講習会なり、あるいは体操なり、すべて将来的には、1回1,000円とか、あるいは500円とか100円とか、そういう有料地区では、まずあり得んわけですか。すべて無料。当然福祉ですから無料の指導やと思うんですけど、有償という場面というのは、福祉の場合は考えられないんでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

ただいまのご質問ですが、介護予防事業は、先ほども言いましたように、国の方の施策でございますので、介護予防事業といたしまして、介護保険料の方から何%かの額で予算化されております。個人負担で1回100円とか、そういう形では徴収はございません。

以上です。

反保副委員長 はい、ありがとうございました。

川端委員長 そしたら、済みません、ちょっと私の方からも何点かお願いしたいんですけども。

今ずっと、介護保険事業について、皆さん質問あって、ちょっと私もそのところで、10月から始まるので、これについては、どれだけの方が対象というんか、参加されるというんかな、そういう人数見込みの方はどうなっているのかということと、また、このことによって予防できたら、かなり給付料も削減できるかと思うんですね。特に今回は、介護保険料がかなりそれぞれ負担が大きくなっているんで、また次の3年後の見直しのときには、また介護保険料が、また増額されるのではないかという、みんな不安があるんですけども。その辺について、この保険事業を通して、そういうことがないと考えられるのかどうかというところを教えてほしいということと、あと、参加してくれる人はいいんですよ。なかなかお家に閉じこもって参加されない方が、やっぱり大変かと思うんですけど、その辺には何か方策というんかな、あるんかな、考えてはるんかなということと、ちょっとお聞きしたいということと、それと、あと路線バスについてなんですけども、私も一般質問の中で、広域でもってやっていくということは、経費削減につながるのではないかと、このことを一般質問させていただいたんですけども。特にこの路線バスについて、町長としては広域をどのように考えるのか。もし、また具体的に何か、こういうふうに手を打っていかうとかというものがあれば、お聞きしたいと思います。

以上、ちょっとお願いします。

串山保健センター所長 保健センターの串山です。

今のご質問の高齢者の参加される予定人数の見込みですけれども、介護認定を受けておられないお元気な高齢者のうち、生活機能低下が見込まれる方としまして、国は65歳以上の方の約5%想定をされています。初年度は2%の方を把握するというふうな基準のデータがございましたので、岬町では4,700人、65歳以上の高齢者の方がいらっしゃいますので、その2%で約100人程度を見込んでおります。

まず、来られる方に対しましては、通所サービスとしまして、80名程度の方に対しまして、先ほど申し上げました運動機能の向上ですとか、栄養指導、口腔ケアの介護予防事業の方、計画をして、10月から始める予定としております。

また、来られない方へ対しての考え方ということですが、訪問サービスというのがございますので、保健師と歯科衛生士、必要な専門職によりまして、ご家庭の方に訪問しまして、その方に合わせた介護予防指導を実施していく計画としております。

以上です。

芦田福祉部長 福祉部長の芦田です。

将来的な保険料の問題ですけれども、今回初めて予防事業という取り組みを本格的に、国としてもやり出したということで、その影響がいい方の影響、保険料へのいい方の影響というのが、どのぐらいで出てくるのかということになりますと、すぐには出てきません。ご存じのように、今、介護度1の人に対して、支給限度というのはかなり低い額です。その方たちに対して、要支援等でやっていくということと、さらに介護保険にまだかかってない人に対して一定のサポートをするにしても、その費用というのは、現在の介護度4とか5という形で、施設に入っておられる方の費用に比べると、10分の1とか20分の1程度の金額ですので、そここのところで抑制していても、すぐには保険料としての効果は出てこないと思います。ですから、厚生労働省の言い方も、将来的に保険料が上がっていく上がり方を抑制するんだと、抑制になるんだという言い方でやっていると思います。

ただ、この効果は、これをずっと続けていきますと、将来的に、そのまま放置しておけば、どんどんどんどん介護度が上がって、4とか5に上がって行って、施設入所になると、年間500万もの給付額という形になりますので、それを抑制するというところで、将来的な効果としてはあるというふうに考えます。

以上です。

石田町長 町長の石田でございます。

川端委員長のバス広域化ということについて、答弁させていただきます。

まず、これに関しましては、今まで、例えば南海さんがバス運営してたというのが、これは、実は広域化。例えば泉南地域まですべてやってたわけですよ。それが、だんだんだんだんもうからない路線からは撤退撤退という形で撤退した経緯もございますし、広域化といえども、今みたいに枝葉まで行った中での部分で、広域化をしてもなかなかスケールメリットが出てこないかもしれないという気はいたしております。ただ、先ほどからいろいろ、また一般質問でもいただきましたご意見は十分に賜りながら、このバスの問題につきましては、先ほど、田島委員からもありましたように、料金の改定という問題とか、あるいは、今、川端委員長からもあった広域化ということ、これもまた本当に真剣な形で、これから再度検討していきたいと思っております。ただし、阪南さんにしても、泉南さんにしても、今、路線のいいとこだけ走ってる南海さんの撤退もあるのかなというところも懸念される中で、すぐに広域化がイコール経費削減になるとかいう形にはちょっと難しいかなという判断は、現在のところ、私はいたしております。

以上です。

川端委員長 済みません。予防事業で、筋力トレーニングは始めてたと思うんです。筋力トレーニング、去年ぐらいからやってなかったですか、まだでした。そしたら、もういいです。

できるだけ、もうこれ以上、介護保険料が上がらないように努力していただきたい。これは行政が努力するだけではあれだと思っただけなんですけども、何とか介護保険料がこれ以上上がらないようなふう頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

反保副委員長 1点だけ、路線バスの件でちょっとお聞きします。

以前、路線バスの平均乗車人数が600人で採算はとれるというふうにお聞きしたことがあるんですけど、今現在で、平均の乗車人数、何人だったら採算がとれるんでしょうか。

川端委員長 ただいま質問に対して、答弁をお願いします。

白井住民部長 住民部の白井です。

現在、平成17年度の利用者数については24万人、1日660人程度ご利用いただいています。ですので、こういう利用者であっても、年間1,700万円程度、業者が営業努力いたしまして、最終的に4,200万まで圧縮したとしても、まだ補助金が3,000万、あと1,200万足りないという状況でございます。この1,200万を確保しようとしますと、運賃を150円にしたら、ちょうどペイするようになっていきますので、ということは、今の乗車人数が5割ふえますと、現行の100円でも収支が均衡するという状況ですので。あとは330人ほど利用者、1日1,000人がご利用いただくと、今の状況でしたら、収支が均衡するんじゃないかと考えるところでございます。

反保副委員長 ありがとうございます。

川端委員長 これで本件に対する委員の質疑は終わってよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 本件に対する委員の質疑は、これで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。反対討論いたします。

今回、いろいろ補正組まれている中見ますと、先ほどの障害者の相談事業ですとか、評価できるところがあると考えておりますし、老人福祉の介護予防の事業でも750万とってくるのも、非常に苦勞されたということですし、予防介護に力を入れていきたいということで、その姿勢も非常に評価できると考えておりますし、また、バスの運行について、

住民の足という視点を最後まで貫こうと努力されているということで、いろんな点で評価はしてあるんですけども。

1点だけ、指定管理者制度の導入に関しまして、委員の報償費ということが入っておりますので、ちょっと先回りになって申しわけないんですけども、後のときにお話しますけれども、指定管理者制度の導入ということで、その点については反対いたしますので、今回の補正予算の中に、それにかかわる予算が組まれているということで、反対させていただきます。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第68号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第68号のうち、事業民生委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開予定は、1時30分の予定です。

よろしく申し上げます。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第69号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

平成18年度国民健康保険特別会計補正予算の件について、説明させていただきます。

一般の医療制度改革に伴い補正をお願いするもので、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業につきましては、医療技術の高度化に伴い、高額医療費の増加が著しく、国保財政への圧迫を緩和するための事業でございます。

それでは、資料の9ページから10ページをお願いします。

歳入、国庫支出金、国庫負担金、高額医療費共同事業負担金43万2,000円の減額補正するもので、これは国保連合会に支払う拠出金の基準額が減少したため、減額補正するものでございます。

続いて、府支出金、府負担金、高額医療費共同事業負担金、府負担金43万2,000円を減額補正するもので、これも同じく減額補正するものです。

続いて、共同事業交付金、共同事業交付金において9354万円の増額補正を行うものであります。その内訳として、高額医療費交付金において172万9,000円の減額補正を、保険財政共同安定化事業交付金として9,526万9,000円の増額補正を行うものであります。これは医療制度改革に伴い、今般、保険財政共同安定化事業が創設され、高額医療費共同事業と同じく、平成18年10月から都道府県内の市町村の国保間での保険料の均一化、財政の安定化を図るため、30万円以上の医療費について、都道府県単位で行い、市町村が国保連合会に拠出して行う事業です。

続いて、繰越金、前年度繰越金214万5,000円の増額補正を行うものであります。これは前年度の医療費の確定に伴う、国・府負担金の返還金及び高額医療費共同事業に係る国・府負担の減額に係る財源を繰越金で賄うためであります。

続いて、歳出です。11ページから12ページをお願いします。

共同事業拠出金、共同事業拠出金において9,354万円の増額補正を行うものであります。その内訳として、高額医療共同事業医療費拠出金において172万9,000円の減額を、保険財政共同安定化事業拠出金として9,522万4,000円の増額を、保険財政共同安定化事業事務費拠出金として4万5,000円の増額であります。これは事業主体の国保連合会に拠出するものであります。

続いて、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金128万1,000円を増額補正するもので、これは前年度の医療確定に伴い、療養給付費等国保負担金110万1,000円を、大阪府老人等医療費波及分補助金18万円を返還するための補正でございます。

以上、平成18年度国民健康保険特別会計補正予算の件について、終わらせていただき



ます。

川端委員長 それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第69号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第69号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第70号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

平成18年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件について、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、繰越金として1,196万4,000円を歳入するものでございます。この繰越金については、歳出における国・府支払基金の前年度精算金に充当するものでございます。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。諸支出金につきまして、国庫負担金に返還金として565万7,000円、府費負担金返還金として353万6,000円、支払基金交付金返還金として277万1,000円、計1,196万4,000円を前年度精算に伴う歳入超過分の返還額としまして補正をお願いするものでございます。

以上、平成18年度介護保険特別会計補正予算(第1次)の件について、概要を説明させていただきました。よろしく願い申し上げます。

川端委員長 ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、これで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第70号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第70号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第71号「平成18年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

平成18年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）の件について、ご説明いたします。

事業費の居宅予防サービス等事業費において、負担金補助及び交付金を128万4,000円を減額し、同額を賃金に増額するものです。内容については、当初予算で要支援者の介護サービス計画を民間の事業所に委託を予定していましたが、法改正により、プランを作成するケアマネジャー1人当たりの担当件数の制限が設けられたことにより、事業者がプラン作成に難色を示し、そのために今年度から高齢福祉課内に設置いたしました包括支援センターの職員でプランを策定しています。

しかし、今後、件数が非常に多くなると予想され、サービス利用者に不利益が講じないように、今回、臨時職員を採用し、体制整備を図るものでございます。そのために負担金から賃金へ振りかえるものでございます。

なお、予算流用という形もございましたが、金額が大きいため、議会の議決を求めるのが妥当だという判断で補正予算を計上させていただきました。

以上、平成18年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）の件について、説明しました。

以上です。

川端委員長 ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田（勝）委員 ちょっと質問と違うけど、これ、職員にかわったということがわかったんやけど、  
こういうの、いつからあったのかなと思って。ちょっと今時分こんなこと言うたら何やけど、  
これ、いつごろからできたんか、どない。

川端委員長 今の質問に対し、いつから始まったかという質問に対し。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

この予算につきましては、今年度からでございます。

以上です。

中原委員 今お聞きした理由の中で、職員を採用して、民間がケアプランの作成に難色を示したと。  
国のやり方自体がすごく無理があると私は考えておりますので、そのことによって、地方  
自治体が大変な迷惑をこうむっているという状況やないかなと、率直に申しましてね、思  
っておるんです。

ただ、地方自治体が困っているということは、その先に住民さんが困ることが目  
に見えているわけで、この臨時職員の採用で、プランの作成が間に合うのか、賄えるのか、  
そのあたりの見通しをお聞かせいただけますか。

川端委員長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

ただいまの質問ですけれども、職種は、普通の臨時職員、事務職とかではございませんの  
で、介護支援専門員というのはケアマネジャーというんですけれども、その方に職種を合わ  
せておりますので、実務経験等も、現在ございます。そういう方で、機械的にはなれない  
部分があるんですけれども、きょう来てきょうというわけにはいかないんですけれども、十分  
能力的にはいけると思います。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 他の委員さん、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 済みません。ちょっと私も1つ。

大体これ件数的に、要支援1・2というたら、どれぐらいの件数があるんでしょうか。

また、毎日というんかな、来られる件数というんか、大体どれぐらい。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

8月末時点で、要支援者が212名でございます。それで、うちの方、包括の方で、今プラン作成が69件、プラン担当を持っております。

以上です。

川端委員長 そしたら、今回、こうして臨時職員をふやすことで円滑に進んでいくということなんですね。

そしたら、皆さん、ないようですので、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。反対討論させていただきます。

これは判断に迷ったところでもあるんですけども、先ほど申しましたとおりで、国のやり方自体が非常に無理があって、地方自治体にしわ寄せが来ると。これは全国どこでも起っていることであります。その中で、役場としても住民さん、利用者さんに迷惑かからないようにという形で、こういう努力をされているというのは非常に評価しておるんですけども、その先に、本当に利用者の方に、国のしわ寄せという意味で、困ったことが起こらないのかなという点においては大きな不安が残りますので、今回は反対いたします。

以上です。

川端委員長 そしたら、ほかの委員さん、討論。

賛成ですか、反対ですか。

田島委員 賛成です。反対しません。

今、中原委員が言うてることも十分意味わかるんですけども。今、担当課が210何名の要支援の認定せないかんと。その中で、これ質問したかったんやけど、数聞いて、答えは一緒と思ってね。やはり認定待ちの方がたくさんおられると思うんですわ。結局、担当医からの意見書なりを踏まえて認定せないかんと思うんですけども。結局、民間ではできないと。その作業は大変な量になっていると。とすれば、幾ら国の事業にしても、押しつけにしても、やはりやるべきもんはやらないかんで、やはり当然、国のやり方が何やかや言うたところで、やはり要支援の認定を待っているおじいちゃん、おばあちゃんかなりおるんで、やはり当然これは自治体で予算組んでやってあげな、やはり支援を受けたい方が、数からいったら裁き切れないと思うんですわ。実際、何カ月も待たされている認定待ちの方もおると気及んでいるので、やはり、できれば町としたら、そういう予算組んで

やっていただきたいなということで、認定待ちの方のことを思えば、当然やるべきと思うので、その点から考えて、私は賛成という形でいきたいと思います。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論はもうこれで終わりたいと思います

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第71号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第71号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第77号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」について、議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 質疑、意見がないようですので、これで本件に対する委員の質疑は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

賛成討論ですか。反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 賛成討論をお願いします。

中原委員 賛成討論を行います。

長生会というところは、これまで、ここの老人福祉センターの運営を任されていたところでもありますし、今後のことについて、ちょっとお願いを申し上げて、賛成討論にさせていただきたいと思いますが。

この施設というのが公共のものであるため、公共性とか公益性が損なわれないように、町として主体的な援助や協力を惜しまないということで、それを強く求めて、賛成討論とい

たします。

以上です。

川端委員長 他の皆さん、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論、ほかの皆さんないようですので、討論をこれで終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第77号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第77号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第78号「岬町火葬場使用条例の全部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田(勝)委員 待合室のこの件で、ちょっとお聞きしたいんですけど。1時間1,500円と書いてるけど、これはええんですけど、前にあそこの腰かけいうんか、机というんか、一度こっちへ持ってきたように思うんですけどね。あの備品は、今どないなつたんかな。備品は、やっぱりあそこの備品やでな。手続ちゃんとしてあるんかな。

川端委員長 和田委員の質問に対して、答弁をお願いします。

白井住民部長 住民部の白井です。

火葬場の横にあります待合室につきましては、ホールの方に、ご指摘のとおり、応接セットですか、現在はほかの場所で有効活用を図っているところなんですけども、備品につきましては、備品台帳の方に当初登録いたしておりますので、そういうところについては修正の方、手続を行いまして、移管がえを行いたいと考えております。

ちょっと余談なんですけど、これの指定管理者につきましては、今後、ホール、全く、今は何も無いわけなんですけども、そういう状態での指定管理者として事業の提案をいただく予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

和田(勝)委員 部長の今回答でわかった。一応やっぱり台帳というんですか、あつこの待合室の

備品というんか、それになっているということは、やっぱり動かしたときには、調製というんか、台帳でやっぱりちょっと変えらんとあかんねんな。これだけ、もう一遍ちょっと。今言うてくれたと思うんやけど。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 待合室に置いております備品の台帳につきましては、まだ待合室のままと思っておりますので、新しく動かした場所のところに備品の移管がえを行いたいと考えております。申しわけございません。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、何か質疑、意見ございませんか。

田島委員 住民部長、苦しい答弁してるねんけど、今、監査委員も委員でいてるわけや。そういうことで余り深く聞けへんけども。やっぱり備品台帳は、当然きっちりしてると思うけども、備品の移動とか、そういうことがあれば、当然備品台帳に記載せないかんわけやな。用途がえ使用は勝手にしたらいかんということやな。かっちゃん、それ言いたかったと思うんやけどな。そやから、監査委員もおる立場上、これ以上聞けへんけども。ひとつ備品移動とか、やっぱり書類できっちりしとかんとあかんと思いますので、議会もお世話になっていることやから、あんまり言いません。はい、結構です。それだけきっちりしといてな。

川端委員長 ほかの委員の皆さん。

和田（勝）委員 ちょっと火葬場と関係ないんであれやけど、火葬場のこと、これだけ載せてしてるのに、霊柩車は別になるのかな。霊柩車、火葬場と違うんやけど、霊柩車の何が載ってない。また違うんやな。

川端委員長 和田委員、また霊柩車のことは、もしあれやったら決算のところでもお願いします。ほかの委員の皆さん。

奥野委員 質問じゃなくて、中の内容の参考の意見と思って聞いていただきたいんですが、20ページの備考の5、動物の骨を拾うというところのただし書きで、使用料は倍額というふうな金額になっているんですけども、自分とこで長年飼った動物については、もう少し、倍でなくても、3倍ぐらいでも、これは少しの金額ですが、いけるんじゃないかなというふうに思います。それだけの意見です。

川端委員長 意見としてですか。はい、じゃあ、意見として。

ほかの委員の皆さんは。

（「なし」の声あり）

川端委員長 本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対討論ですか。はい、お願いします。

中原委員 反対討論を行います。

この火葬場は、行政の責任でこれまで運営してきたところであって、今回、指定管理者の導入ということが入っていますので、行政の責任の縮小で住民サービスが損なわれるというおそれがあるということで、反対いたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 以上で、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第78号「岬町火葬場使用条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第78号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第81号「岬町立簡易心身障害者児通園施設条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件につきましても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、通園できる幼児の対象は、これは、言うたら、言い回しというか、法が変わったということで、言い回しの違いだけで、通園できる幼児の対象については変わらないということでいいかどうかということと、そうであるならば、これは自立支援法の関係の条例の変更だと思うんですけども、何が変わるのか。この2点について、よろしくお願いします。

川端委員長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

今回の障害者自立支援法の制定に伴いまして、居宅生活支援費という言葉を使えなくな



ったというところと、字句の訂正というところでございます。

川端委員長 答弁終わりましたか。まだやね。

芦田福祉部長 補足して説明させていただきます。福祉部の芦田です。

1点目の範囲が変わるかということですが、これは法絡みの文言を変えたということで、中身は変更ありません。

それから、実際何が変わったのかということですが、後で協議会にかわってから、障害者自立支援法のサービスの仕組みが、また改めて説明があると思うんですが、障害者に対する福祉サービスが、大きく介護給付と訓練等の給付に分けられました。こぐま園の施設サービスにつきましては、介護給付費という形の位置づけになりますけれども、中身としては現状のまま変更はありません。法的な位置づけが変わったということで、ご理解をいただきたいと思います。

中原委員 ありがとうございます。対象者は変わらないということで、通園してくるお子さんに関しては、これまでどおりということだと思っておりますけれども。

ちょっとよくわからへん、もう一度確認したいのは、自立支援法のもとに置かれるということは、原則1割負担ということになるのかなというその辺の心配があったんですが、そのあたりの負担も特に変わらないということによろしかったでしょうか。

川端委員長 答弁、お願いします。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

こぐま園の負担につきましては、4月から既に1割負担という形で導入をして変えております。中身としては、お二人の方が金額的には下がっています。お一人の方については300円から528円という形で上がっております。

以上です。

川端委員長 ほかに委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員 賛成討論を行います。

これも非常に悩ましいところなんですけれども、4月から自立支援法が導入ということで、この秋から本格導入ということでいろいろご苦労されていると思うんですが、実際の負担のことをお聞きしまして、二人は下がっていて、上がっている方も、額的に、

現実的に考えたときに難しいところやなと思うんですけれども、負担がそんな大幅な負担率のアップということではないということですので、今回は賛成したいと思います。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第81号「岬町立簡易心身障害者児通園施設条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第81号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第82号「岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「ちょっとややこしいので、もう一遍説明して」の声あり)

川端委員長 もう1回説明が欲しいですか。

済みません。もう一度説明をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

今般、健康保険法等の一部を改正する法律が、平成18年6月21日に公布され、同日以降、順次施行されているため、国民健康保険の医療費助成を初め、他の条例にも及ぶことから、これらをまとめて国民健康保険条例等として改正を行うものであります。

25ページの新旧対照表をごらんください。

岬町国民健康保険条例等の一部を改正する条例案について、説明させていただきます。

今般の改正では、現行の「特定療養費」が廃止され、保険給付として「保険外併用療養費」に改正され、新たに「入院時生活療養費」が創設されました。そのため国保条例の第12条の3における「特定療養費」を「入院時生活療養費」及び「保険外併用療養費」に改名。

附則第3項では、平成18年度の基礎賦課額総額の算定において、従前の特定療養費並びに入院時食事療養費及び高額医療費共同事業制度を適用するための規定読みかえとし、

平成19年度適用部分に係る規定の整備のため、新たに附則第4項を設け、これによる既存の項を繰り下げるものでございます。

以上が国保条例の一部改正であります。

続きまして、27ページをごらんください。

岬町老人医療費の助成に関する条例の一部改正では、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改名、既存の「食事の提供たる療養」を入院時生活療養費の「食事療養及び生活療養費」に改めるものでございます。

続きまして、28ページをごらんください。

岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正では、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改めるものでございます。

川端委員長 済みません、せっかく。できたらちょっと、これ何回聞いても難しいと思います。

谷下住民部保険年金課長 以上、説明を終わります。

川端委員長 平たく、もうちょっとわかりやすく、なぜこういうふうになるのかだけ、ちょっと簡単に言っていただければと思います。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

特定療養費、従来あったものが保険外併用療養費に変わり、新たに入院時食事療養費というものが創設されました。

以上です。

川端委員長 委員の皆さん、質疑、意見はないですか。

中原委員 今、説明いただいたんですけども、非常に言葉が難解で、ちょっと語句の具体的な説明をしていただけるとありがたいんですけども。特定療養費というものは何を指すのか、指していたのかということになるのでしょうか。廃止になると。あと、それにかわりに保険外併用療養費というのに取ってかわると。これの指すものの中身が何なのか、どういうものかという具体的な説明。

それから、入院時生活療養費というのが創設された。これについても具体的な中身をお示しいただければ、より理解が進むんですけども。お願いできますでしょうか。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

まず、特定療養費とはのご質問でございますが、従来、保険診療の対象外であった高度な先進医療を用いた療養の給付や、特別な医療サービス等を受けた場合に、保険給付を受けられる療養費のことでございます。

今回、これが保険外併用療養費に改正され、これが評価療養、選定療養に分かれました。まず、評価療養とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養のことで、例えばカテーテルによる抗がん剤持続注入や、国内未承認薬の治験中のものなどが評価療養となります。また、選定療養とは、被保険者の選定に係る特別な病室の提供、その他の厚生労働大臣が定める療養をいまして、例えば特別な療養環境の提供としましては、差額ベッドなどや予約診療、時間外診察などが該当されます。

続きまして、入院時生活療養費とは、病床であって、主として長期にわたり入院する70歳以上の方の生活療養に要した費用について、保険給付として、厚生労働大臣が定める額を控除した額を支払うというような内容でございます。

以上です。

中原委員 もう少しお聞きしたいところがありまして、特定療養費、廃止になる分ですけれども、高度先進医療とか、特別な療養に係るものだとおっしゃっておられたんですけれども、これのもう少し具体的な中身があったら、もうちょっとわかりやすいんですけれどもね。さっきカテーテルがどやこやとか、特別な療養環境、予約診療やとか、そういうような感じで、もう少し具体的に特別療養費という中身が、ちょっとぼわぼわとこの辺に浮かんでくるような感じの何かないでしょうかね、中身が。

それから、あともう1点、確認なんですけれども。入院時生活療養費というのは、結論的に申しますと、長期入院されている方、70歳以上の食費とか居住費を保険給付から外すと。実費になるという結論でよろしかったでしょうか。

この2点、済みません、お願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元住民部保険年金課主幹 保険年金課の波戸元でございます。

特定療養費というのを具体的に説明しますと、例えばお医者さんの紹介を持たずに、大学病院などの高度先進医療をすることのできる病院に行った場合に、通常、紹介状を持たずに行きますと保険が適用されません。その場合に、大学病院などが特定診療の医療機関である場合に限っては、初診料とか、通常の薬剤とか、高度先進医療とは違う通常の医療部分に対して保険適用をすることができるんですが、その保険適用をしたものを特定療養費ということで、7割分の保険者負担、それから被保険者では3割負担というように、今まで分かれておりました、これが、この10月の医療制度改革によりまして、選定療養と、新たに評価療養というものに再編成をして、保険外併用療養費として名称が変わったもの

でございます。

川端委員長 それと、もう1点の入院時生活療養費。

波戸元住民部保険年金課主幹 入院時生活療養費と申しますのは、70歳以上の方が療養病床とい  
いまして、通常の病床ではなくて、長期に療養を必要とする病床に入った場合だけなんです  
が、今まで食事療養費として1日幾らというような食事療養費があったんですが、それ  
とは別に、居住費、居住に係る費用、例えば蛍光灯とか、あるいは別の、いわゆる電気代  
とかというようなものを新しく費用負担を発生させたもので、既に介護保険では、同じよ  
うに療養を必要とする場合には、もう既に実施されておりますので、介護保険で入院され  
る方と医療保険で入院される方との公平性を確保するというので、10月から新たに生  
活に係る部分の費用負担が発生したということで、その名称が入院時生活療養費というも  
のでございます。よろしいですか。

中原委員 丁寧な説明、ありがとうございます。もうちょっと質問したいんですけども。保険外  
併用療養費というのが、評価療養と選定療養に2つに分かれるということですけども、  
保険外ということは、どちらかでも保険がきかない医療に当たるといふか、療養に当たる  
ということになるんですか。

川端委員長 今の質問に対して、答弁をお願いします。

波戸元住民部保険年金課主幹 保険年金課の波戸元でございます。

今まで、特定療養費の中にありました保険がきく部分と保険がきかない部分とに分かれ  
ていたものが、分かれる境界というんですか、非常に不明瞭であったということから、も  
う少しそれを具体的に選定療養と評価療養ということに、今分けたという厚生労働省の方  
の説明でございましたが、具体的に選定療養につきましては、先ほど言いました予約診療  
とか時間外の診療とかいう、被保険者、要するに患者さんが医者にかかる時に必要な、  
医者の個人の判断にゆだねられる部分について、その名称が選定療養という部分で、も  
う一つの評価療養というのが、お医者さんが判断して行う医療、その部分については評価  
療養ということで、その部分は保険がきかないと。

済みません。評価療養が保険適用になって、選定療養で、個人の、例えば特別な病室と  
かいうのは保険がきかないと。それを2つをあわせて医療にかかったときに、今までの特  
定療養費ではなくて、保険外併用療養費と、保険適用部分と保険適用外の部分をあわせて  
行う療養という名称に変わったというものでございます。

中原委員 ありがとうございます。これは6月のあれですね、国会で。

波戸元住民部保険年金課主幹 医療制度改革です。

中原委員 変わったことで。これは担当の方では、厚労省からなり文書とか口頭なんかで通達というか、指示があると思うんですけれどもね、それはいつごろ来たんですか。

波戸元住民部保険年金課主幹 7月の中ごろだったと思います。

中原委員 そしたら、非常にテンポとして厳しいですよ。7月の中ごろに来て、この議会に間に合わせようとなると、率直に言うて、条例を出すからにはそれなりに担当部の方でも、中身についてこなれるというか、そしゃくされて出してくるのが妥当だろうと思うけれども、これはちょっとすごく無理のあるテンポで、ご苦労されたんやろうなと思うところなんですけれどもね。

医療に関しては、今のというか、日本の医療というのは、先ほど、特定療養の中でおっしゃっておられましたけれども、特別な療養、高度な先進医療とか、差額ベッド代とか、そういう本当に一部の例外を除いては、だれでも保険証1枚あれば、今取り上げられたりしている人もいますけれども、だれでも、どこでも医療が保険の範囲で受けられるということだと思ってるんですけれども。基本的に、保険外の療養について、原則禁止しているということだと理解しているんですけれどもね。これまで原則禁止していた保険外の療養の範囲がふえるというような結果になるという危険性があるんじゃないのかなと危惧しているんですけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

川端委員長 中原委員の今の質問に対して、答弁をお願いします。

波戸元住民部保険年金課主幹 保険年金課の波戸元です。

先ほどの期間的な問題なんですけど、条例改正を行うための基礎資料としましては、国民健康保険条例の参考条例というのがございまして、参考条例が国の方から示されてまいります。その内容に各自治体の条例を当てはめるということになるんですが、それが8月のかかりぐらいいま来て、ついこの間、8月30日付で、国民健康保険条例参考例のまた通知が参りましたけれども、当初に8月のかかりぐらいいま来ていたものと内容が変わっていないというようなことも書き添えておりましたので、今回提出させていただきました議案については修正箇所等はなく、そのまま出させていただいたところでございます。

また、この医療制度改革に当たりますので、先ほどの保険外併用療養費の中にもあるんですけれども、国の方では、従来から問題となっている混合診療といいまして、保険の適用ができる部分と保険を適用できない部分とあわせた診療、混合診療というような言い方をしておりますけれども、この混合診療の問題について、一定今回の医療制度改革の中に

盛り込まれたというように国の法案の改正概要にはそういうふうにかかれておまして、中央の方の医療制度審議会の方でも、この混合診療の問題につきましては議論がされているようでございまして、その答申等にもこの混合診療の問題について書かれているものがございました。混合診療についての内容をもう少し細かくというんですか、再編成したものが、今回の保険外併用療養費の創設というように理解しております。

中原委員 何か頭がこんがらがってくるような感じなんですけれども。繰り返し、混合診療の問題、混合診療の問題って言うてはったんですけど、何が問題やったんでしょうか。お願いします。

川端委員長 また後で、協議会で医療制度改革の概要についても、また勉強あるんですけどもね、説明は。

中原委員の今質疑の途中なんですけども、一たん休憩とりたいと思うんですけども、皆さん、よろしいですか。

そしたら、お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開予定は35分ですので、よろしく。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時35分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、先ほどからの中原委員の質問に対し、住民部長が大体まとめて答弁いたします。

白井住民部長 住民部の白井です。

一言で申し上げまして、条例の改正前と改正後でほぼ影響がないと、変わらないということで、言葉の変更ということを前提にお考え願いたいと思います。

あと詳しい内容につきましては、今、担当が説明したとおりでございまして、この内容が、特定療養費から保険外併用療養費という名前に変わったわけなんですけども、医療を受けられる方の内容については全く変わっておりません。ただ、それを明確化しただけでございまして。それをご理解願いたいなと思います。

そして、この内容が10月から適用されますので、この内容に沿った形で改正いたしますと、国民健康保険もそうなんですけども、ほかの、例えば医療助成の条例につきまし

ても、岬町の住民の方は、今回、保険外併用の療養を受けることができないという形になりますので、今回あわせて国民健康保険条例とあわせて改正するものでございます。その辺のところをご理解願いたいなと考えております。

中原委員 余り長くしませんから。

川端委員長 委員の質問はとめるものではないですけども、でも、できるだけ簡潔にというか、この場に沿った質問でお願いいたします。事前に勉強すべきところをご自分で勉強いただいてということで、よろしくお願いします。

中原委員 先ほどの住民部長のご答弁の中で、給付の内容については変わらないということだったと思います。語句の変更をせなあかんと。上位法と下位法の関係で、どうしてもせなあかんと。10月に間に合わさなあかんと。それはようわかってるんですけども、当面はそんなに影響出ないやろうなと私も思っているんです。ただ、長い将来にわたった住民生活を考えた場合に、先ほど言われてた混合診療の問題ですね。ここで結局、保険外、実費を払わないと、お金を10割払わないと受けられない医療というものが併用されてくるといふことで、内容については変われへんかもしれませんが、将来にわたって負担面で変わらないとお考えか、お聞きしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 住民部の白井です。

現在でも特定療養費といいまして、高度医療の大学病院で治療を受ける場合について、あくまでも治療の中身について、保険対象外という形になっておりまして、保険の対象になっているものについては各種保険が適用されて、今年の場合、3割負担によって治療を受けることができます。保険外については、100%自己負担でございます。このルールは変わるものではございません。ただ、その中身について、今までいろいろ不明確な点もあったところを今回改正すると。そして、そのときにあわせて名称につきましても、保険外併用療養費という名前に改めまして、具体的な、これとこれは保険の対象になりますよと。それについては、今後、厚生大臣が定めるとなっておりますので、今後、国の方からも政令が参りまして、これとこれが対象になるという形になりまして、引き続きその対象になるものについては保険適用でございますので、保険の対象、保険外の療養については、引き続き100%自己負担という内容、これは変わるものではございません。

あくまでも名前の変更、すなわち今までの制度の不明確な点をきちっと明確化しようと、そういう内容の改正でございますので、よろしくお願いいたします。



中原委員 話を聞けば聞くほど質問がわいてきて困るんですけれどもね。不明確な部分をはっきりさせるという答弁があったんですけれども。ということは1つの医療行為というか、そういうものがあるって、それが事によっては保険適用されて、事によっては保険適用されないとか、そんなことを何か連想してしまうというか、不明瞭な部分をはっきりさせたという点がちょっとよくわからないんですけども、お願いできますか。

川端委員長 運営上ですか。

和田(勝)委員 私はとめるんじゃないんですけどね。一応、住民部長の言われていることはわかりましたんで、一応できたら、この辺で、とめるんじゃないんやけど、何してほしいと思うんやけどな。私はもうわかりました。

川端委員長 田島委員、運営上ですか。

田島委員 今、中原さんの質疑、その1件だけ答弁してやって、それから僕また質問やりたいと思います。質問の途中やから。

川端委員長 済みません。質疑の途中ですので、中原委員の質問に対して、答弁お願いします。

白井住民部長 住民部の白井です。

ちょっと私、不明瞭なという言い方、発言させていただいたんですけど、あくまでも保険の適用される治療の範囲というのはきちっと厚生省が定めておりますので、その基準の範囲内の治療については保険内、それを越えるものについては保険外という形、そういうきちっと明確化されておりますので、そういう意味で、たまたま運用上、いろいろ問題点があったという形で、国からの改正の趣旨の中で流れてきておりますので、そういう内容の表現をさせていただきましたけども。治療の中身については、保険対象、保険外というのはきちっと明確化しておりますので、それだけご了解願いたいと思います。

川端委員長 中原委員、よろしいでしょうか。

中原委員 はい。

田島委員 僕、質問違うけども。委員長にちょっと1つお願いしたいんは、これだけ僕なりに十分質問いたしましたので、運営上、この上程に関して、委員会として採決をとる方をひとつ要望いたしたいんで、各委員さんの意見聞いてもうて。僕は質疑結構ですので、ほかの方あると思うけども、僕はもうこれ以上議論、質疑せんでも十分理解したと思いますんで、あと各委員さんはどうするか。採決に入るんか、ちょっと確認してください。

川端委員長 そしたら、委員の皆さんのご意見もお聞きしたいんですけども。

ただいま田島委員の方から、この案件についての質疑は十分尽くした、意を尽くしたと

いうふうに田島委員の方から、それでここでもって質疑を終了してはどうかというご提案  
がございますけども。ほかの方、まだ全然お声発していない方から。

奥野委員 「等」ということになってたので、あとまだ幾つかあるんですが、その中でも、まだ質  
問はあろうかと。

中原委員 いえいえ。

奥野委員 これだけですか。

川端委員長 二人で話されても。

奥野委員 あろうかと思しますので、その辺の確認と、大体ある程度、話も内容も大分お聞きした  
と思しますので、まだまだあと審議も多々ありますので、できれば進行していただきたい  
と思います。

川端委員長 そしたら、他の委員さんは終了したいというご意見。

中原委員 とても意を尽くしたとは言いがたい状況なんですけれども、皆様のご意思も尊重いた  
しまして、質問はここまでにいたしたいと思いますが、質問の最後ということで、答弁は  
求めませんので、一言よろしいですか。

川端委員長 はい、どうぞ。

中原委員 私が質問したことに対して、答弁にも苦労すると。私を納得させることができないよう  
な答弁になってしまっていると。それは先ほど来言っているようなテンポの問題ですね、  
1つは、7月末ぐらいに通達が来て、8月の初め、8月の終わりと、それで10月に間に  
合わせないといけないという、この無理が一つは大きく影響しているんやろうということ  
は思っているんです。ただ、私がこのことをしっかり理解した上で賛否を表明しないとい  
けないと思っているのは、長き将来にわたって、この制度が住民にとってどういう影響を  
及ぼすのかということについて、はっきりさせたかったということであります。その点に  
ついて、ちょっとわからない点も残されて残念なんですけれども、質問はもう以上で終わ  
りたいと思います。

川端委員長 中原委員、ご意見として承るということでね。

そしたら、これでもって本件に対する委員の質疑は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対討論ね。

中原委員 反対討論いたします。

このことについては、私も実は勉強不足なんです。いろんなインターネットで調べたり

新聞で調べたりして、自分なりに、中身についてはそれなりにつかんで、きょうここに来てさせていただいたつもりであります。ですが、先ほど来言うているように、国の押しつけ的なやり方ですね、これで非常に気の毒やなと思いますし、担当の方についてはご苦労されているなというふうに思いますので、反対というのも無下なことかもしれないんですけども。

このことで私が不安に思っているのは、結果的に保険給付される診療と、保険外の実費の部分の診療とがあわさった混合診療の問題ですね。混合診療というのが、今までは例外だったというのが例外でなくなる。実費の部分が広がっていく可能性がある。そのことによって、今まで保険証1枚で受けれていた医療が受けられなくなっていくという住民側での問題ですね、そういうことにつながっていくという危険性なので、そうなるかどうかわからないと言えわからないかもしれないんですけども、歯どめはもう一切ないと。何の歯どめもないという点で、非常に将来にわたって不安がありますので、反対いたしたいと思います。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第82号「岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第82号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第83号「岬町下水道条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

木下上下水道部下水道課長 下水道課の木下でございます。

本件につきましては、本会議で部長が説明をしておりますが、詳細につきまして説明させていただきます。

お手持ちの資料ですが、別冊になっておりますが、下水道使用料の改定について、右上に別冊1と書いております資料がございます。ございますでしょうか。これに基づきまし

て、改定の内容について説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。

1. 下水道の事業の状況としましては、(1) 事業計画・認可の状況ですが、本町は、平成元年に、南大阪湾岸南部流域関連公共下水道として160ヘクタールの区域において事業認可を取得し、整備を進め、進捗状況により認可区域を拡大を図り、平成17年度末では564ヘクタールの事業認可区域となっております。なお、全体計画区域面積は765ヘクタールとなっております。

次に、(2) 財政状況ですが、下水道事業は特別会計で、使用料や受益者負担金で賄いきれず、一般会計からの繰り入れによりまして、近年は地方債の残高の累増に伴う後年度負担としての公債費、いわゆる資本費の増嵩が顕著となっております。起債の残高は、平成17年度末で52億5,362万3,000円、平成17年度における元利償還金は3億6,019万1,000円で、下水道予算の約48%を占め、下水道財政にとって大きな負担となっているところでございます。

次に、(3) 府下での状況ですが、4ページの資料1をごらんください。この表は、平成18年4月1日現在での府下の下水道事業統計表でございます。中段より少し下になりますが、太い黒枠で示しているところが岬町になります。

下水道使用料につきましては、標準家庭の月使用料20立米で1,650円、41市町村中28番目となっております。

次に、普及率は58.3%で35番目。

次に、基準外繰入率、これは一般会計から繰り入れをしておるわけなんですけど、その中に起債の償還額に充てる額の割合を示しておるもので、それが63%で7番目。

最後に、経費回収率、これは汚水処理原価に対する使用料単価の割合を示したもので、19.1%で40番目となっております。

下水道財政の指標となります基準外繰入率や経費回収率を見ますと、本町の財政状況は悪い状況となっております。

1ページに戻っていただきまして、申しわけありませんが。

(4) 使用料の状況ですが、5ページ、もう一度、済みません。5ページをごらんください。資料2でございますが、これは平成16年度から平成18年までの3カ年の汚水処理費の支出及び財源内訳をグラフ化したものでございまして、上段の支出内訳としましては、汚水資本費、これと申しますのは、地方債元利償還金及び地方債の取り扱い諸費に係

るもので10億2,125万4,000円、その右の網かけ部分になりますが、これは汚水維持管理費、内容としましては、日常の維持管理の諸費用で、人件費、施設補修費、流域組合の負担金などがございます。それが3億3,941万1,000円となっております。

次に、財源内訳としましては、その下になるんですが、資本費平準化債等2億8,567万9,000円、一般会計繰入金8億2,951万2,000円、下水道使用料2億4,547万4,000円となっており、上の汚水維持管理費の72.32%を使用料で賄う状況で、不足している部分は財政危機を迎えております一般会計からの繰り入れによっているのが実情となっております。

また戻っていただいて、申しわけないんですが、1ページに戻っていただきまして、一番下段になるんですが、2.下水道財政の健全化でございます。

(1)使用料の適正化ですが、下水道事業は、地方財政法6条の規定により、特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされております。地方公営企業の適用の有無にはかかわらず、独立採算の原則が適用されております。また、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、汚水処理経費については、一部を除きまして、使用料で回収することが原則とされております。この原則に基づきまして、使用料の適正化に努めることとしております。

次に、(2)資本費平準化債の活用ですが、世代間負担の公平を図る観点から、平成16年度に下水道事業債の元利償還金25年と、減価償却期間約44年との差により生じる資金不足を補うため、資本費平準化債が拡大され、今後におきましても、資本費平準化債の活用を図ることとしております。

次に、(3)事業の合理化、効率化ですが、から の3つの点について考えております。水洗化率向上ですが、水質保全是もとより、下水道事業の経営改善にも重要で、下水の利用可能予定や接続の支援制度を積極的に周知し、さらに接続の向上を図ることとしております。

次に、コストの縮減ですが、これまで工事についてコスト縮減に取り組んでまいりまして、今年度の会計検査員では、経済的な積算を行っているとの講評を受けております。今後におきましても、さらなるコスト縮減を図ることとしております。

次に、未収金対策ですが、水道料金とあわせて徴収しているため、水道課と連携を密に対策を講じることとしております。

続きまして、3. 下水道使用料の改定についてですが、先ほども説明しましたが、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、汚水処理の一部を除き、使用料で賄うことが原則とされていますが、現在、使用料で賄うことはできず、一般会計からの繰り入れで賄っております。一般会計からの繰り入れは、下水道の使用が可能な住民と使用が不可能な住民間の公平を欠くこととなります。一度に料金を上げますと、負担額の大きさからも住民の理解を得ることが困難となります。このため下水道使用料改定につきましては、汚水処理費のうち維持管理費の早期回収に努め、次に資本費への回収へと段階を進んでいくことを基本としまして、下水道財政の健全化を図るため使用料の改定を行うものであります。下水道使用料の改定率につきましては15%、算定期間につきましては平成19年度から平成21年度までの3カ年、下水道使用料改定の予定としましては平成19年4月1日としております。

続きまして、3ページ、4. 下水道使用料改定(案)についてですが、表をごらんください。改定料金につきましては、基本料金及び各使用水量の現行料金に平均改定率の15%を一律に掛けまして、円未満を切り捨てたものとするものでございます。

下段の表につきましては、標準家庭が月に使用する水量20立米について、上段の料金で計算した額を示したもので、現行料金で1,650円が、改定料金ですと1,890円となり、月240円の値上げとなります。

次に、6ページの資料3をごらんください。

これはこの改定によりまして、平成19年度から平成21年度の3カ年の下水道使用料は、中段の右の網かけ部分で約3億4,600万円となり、上段の網かけ部分の汚水維持管理費の96.73%を確保できることとなります。

次に、8ページの資料5をごらんください。

これは近隣市町との標準的な月20立米の使用についての下水道使用料の比較表になりますが、現行では、岬町は12市町の10番目ですが、改定しますと7番目となります。ただし、表の右欄の改定予定という欄を設けておりますが、他市においても改定をしている状況でございます。

説明は以上でございます。

川端委員長 ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 なかったら一言だけ言わせてもらいます。

値上げせんと、そういう事業が成り立たんということですか。そしたらどうするかいう

たら、値上げするとしたら、当然受益者負担になる。一般会計使うということ、本当に公平性を欠きますわな。そやから値上げに賛成せんと、やっぱり使用料の適正化と、こういう事業は独立採算制が原則ですわな、特別事業というのは。そやから当然一般会計の繰り入れを入れるということは、けしからん話ですわな。ということで、事業ができなったら事業できるように事業投資せないかんで、値上げはやむを得ないということすな。僕は一般会計で足らん分を補てんするのは反対ですわな。

そしたら、当然、この事業を進めるに当たったら、当然、料金上げな仕方ないですな。そういうことで、余り細かいことを何やかんかと、そんな言うたところで始まらんので、結局、要因は何かな。これだけ1点だけ聞きたいんやけどね。なぜ値上げまでせんと、独立採算制がとられへん理由が、その要因をちょっと教えていただいたら、皆さん、わかると思うんやけど。ただ、一般会計は使うなと、そういう意見を述べておいて。普及率が悪いんか、それとも事業の経営的な不備があって値上げせんのか、これをはっきり理事者も詰めとかんと誤解を招くと思いますんでね。経営が悪かったんか、それとも普及率が悪いんで、こういう要因ができたのか、1つだけ説明しただけほしいんやけどね。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

水道の例も出していきたいと思うんですけども。水道につきましては、公営企業法の適用をやっているわけなんですけど、下水道につきましては、進捗というのが、水道に比べまして、かなり後から始めた。そういう状況にありますので、施設を整備するに当たる費用として資本費というのが必要になると。当然、管も入れなくてはならない。処理場もつくる。これは流域の方でやるわけなんですけども。

全国的な例を見ましても、公営企業法にのっとり整備をしているのは約3%しかございません。といいますのは、やはり下水道については、汚水の処理、また雨水の処理という莫大な費用がかかるわけなんです。近年、水循環ということで、海をきれいにせなあかんし、水洗化のトイレを使いたいと、希望が多くなっております。

そのために、今回、提案させていただいているのは、資本費に係る部分については、工事に係る部分については、そこまでは一般会計にはお世話に今なっているんですけども。とりあえず、その処理に係る費用については、最低、受益者に負担を求めると。受益者負担金という工事に対する費用もいただいているんですけども、日々使われる使用料については、当然使った人たちに負担を求めるということで、下水道の普及、現在、途中なんで

すけども、これは普及の仕方が悪かったとか、よかったとかの問題ではなくて、やっぱり制度上の問題で、補助金についても2分の1はいただいておりますが、町費もたくさん出ると。そういう形で資本費が非常にかかっていると。当然の負担として、使った方に使用料をいただくということでご理解願いたいと思っております。

以上です。

川端委員長 田島委員よろしいですか。

田島委員 はい、結構です。

川端委員長 ほかに、他の委員の皆さん。

奥野委員 まず、別冊1の内容の少し説明をいただきたいと思うんですが。3ページの標準料金という、20立米ですか、がありますが、この標準という語句の説明をいただきたいと思えます。

そして、もう1点が、一番最後の資料5で、阪南市さんが、ことし5月1日に改定されていますけれども、改定率は、阪南市さんはどれぐらいの改定率であったのか、参考にお教えいただきたいと思えます。

川端委員長 2点についてね、答弁をお願いします。

末原上下水道部長 阪南市と今おっしゃられたんですが、阪南市については21年改定予定ということなんですが。

川端委員長 阪南市は、たしか12月議会でやってると思うんですよ。

末原上下水道部長 失礼しました。これ、ちょっと確認します。

それと、最初の標準という言葉ですね、水量についてですね、下水道の場合は20立米で基本的な比較を行っております。あと、30立米、40立米、50立米と、各段階をもって下水道統計の比較の数値になっています。その点で、一般的な使用料につきましては、20立米で基本的に比較するというので、標準という形をとらせていただいております。

奥野委員 今、末原部長からの標準という語句の説明をいただきましたが、こういう20立米の世帯数が多いというふうに理解すればいいんでしょうかね。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

水道の方でも説明があると思うんですけども、20立米から30立米の方が大体8割を占めております。企業なんかが入ってきますと、大きい立米があるんですけども、標準家庭というのは、大体下水の場合は20を比較対象にしますので、今回の使用料改定につきましては、20というところで比較を行っております。



以上です。

奥野委員 課長及び部長からいろいろ説明をいただきまして、値上げの内容も十分理解させていただいたつもりなんですけれども、今回の下水道使用料だけの改定を見ますと、標準料金で1カ月240円ですか、それを年間しますと2,880円という、3,000円弱の値上げということになるんですけれども、今回、私、初日に一般質問をさせていただきましたら、町民さんにとっては、これだけじゃないんですよ。ほか固定資産税も3月の値上げ、この後、水道もまた議案が出てまいりますけれども、これだけであれば、皆さん、承認もいただけるかと思うんですけど、私個人としては、住民側にとったら、どれだけの今回値上げになるのかという部分が、全然目に見えてまいります。

できれば、そういういろんな段階の年代に分けて、そういう資料を提出いただけるようなことはできないのかなと。例えば、今回、国保とか介護保険料とか上下水道、保育料も、今回、あと、報告もありますが、いろんな家庭によってパターンがいろいろあると思うんですけど、これだけで判断せよというのは、私は大変判断しにくいです。住民さんにとって、この年代にとったらどれだけ上げる、65歳だったらこれだけというのを、でないと住民さんの理解はしてもらえない。私も判断ができないと思いますので、そういう判断基準というか、上げないといけないというのは重々わかるんですけれども、納得の上での判断したいと思うんですが、その辺、私は資料何かいただきたいなと思うんですけれども。

川端委員長 ただいま、奥野委員の資料請求に対して、答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

私の方で手持ちの資料として、10立米、20立米、30立米から500、1,000までの資料がございます。現在の位置と改定案の色塗りもつけておりますので、これについては提出をしたいと思います。

それと、2点目の使用料改定に当たって、住民に説明するという話もあるんですけども、これにつきましてはリーフレットを作成しまして、下水道の役割並びに補助金制度、水洗化を促進する形のリーフレット、これが可決されましたら配布する予定はしております。その中には、1立米ごとの使用料体系による料金の伸び、これについても内容に盛り込みたいと考えております。

以上です。

木下上下水道部下水道課長 下水道課の木下でございます。

先ほどの話の件なのですが、改定比率については確認しておるところです。ただ、表記、18年4月1日現在で、私も、各市町村に調査しまして、アンケートをとったところでございます。実施日が18年5月1日となっておりますが、そのときには未定という改定をいただいております、今、正確な状況を確認しておりますので、もうしばらくお待ちください。

川端委員長 そしたら、また後で報告くれるということだね。

先ほどからの奥野委員の質問、どうぞ。

奥野委員 何度も済みません。

先ほども申し上げたように、担当課では、この分の値上げということになるかと。各それぞれ水道も同じことだと思うんですけど、私は判断が少しできないような感じなので、ほかの皆さんはどうお考えかよくわかりませんが、幾つかのパターンで、このお家だったらこれぐらいかかるだろう、この年代のこのお家だったらこれぐらいかかるというのは、何かパターンが幾つか想定してできるんじゃないかというふうに思いますが、町長、ご答弁いただけますか。

川端委員長 そしたら、町長の方から答弁をお願いします。

石田町長 町長の石田でございます。

今、奥野委員のご質問、ご要望でございますけども、確かに下水道の場合、もう既に使えるところ、また使える部分であっても使っていない方、また使っている方というパターンもありますし、またその年代層、いろいろ組み合わせると非常に難しいかと思うんですけども、できる限り、例えば保育所へ通う方もおられる年代層とか、あるいは介護保険を使う年代層、いろんなパターン、できるだけこちらで考えられる限り、いろんな形に適合するようなパターンをつくりまして、その各パターンごとの家庭ごとで、どれぐらいの値上げになるかというのを資料提出したいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

奥野委員 何度も済みません。町長から、今、資料を提出いただくということですけど、これ今すぐいうて、すぐできるもんでもありませんし、とりあえず通しておいてほしいというご意見かなと思っております。

ここで手を挙げるのはやむを得ないかとも思いますけれども、やはりその資料を見て、本当に納得した上での挙手をしたいなと私は思いますので、何かいい方法はないのかなと、ちょっと今思っております。

川端委員長 そしたら、一応、奥野委員の質疑は。

中原委員 全然違う話ですけど、いいですか。質問させていただきます。

2ページなんですけど、(3)の で、未収金対策というところが掲げてあるんですけども、水道等、頑張っってやっていきましょうということを書かれているんですけどもね。いつのことやったか、もうすっかり忘れてしまいましたけれども、全協か何かのときに、水道部長が、水道料金のことか下水道料金のことかわからへんねんけども、何せ回収のことが問題になったというか、ちょっと議題になったことがあったと思うんですけども。そんなことあったかないう顔されておられますけれども。

回収率が余りよくないんとちがうかという指摘を受けておられたように記憶しておるんです。そのときに部長がお答えになった答えが、現実問題としては、職員数も減らしていると。いろんな毎日の業務もあるということを見ると、回収率を上げていく、そっちの方に人員を配置するのが厳しいというのが現実なんですというふうにおっしゃっておられたように思うんです。受けとめがちごたら訂正してくださいね。私はそういうふうを受けとめたんですけども。

私のそういう理解の中で考えたことですけども、もしそうなんだとすれば、集中改革プランの中でも、職員数を減らしていくという方法が打ち出されている中で、私はそれ自体は問題があると思っているんですけども、現状のまま、職員数を減らされていくというか、補充をしないと、そういう形で推移とするならば、協力してやっていくということがうたわれていますけれども、この先負担がふえるという中で、実際に回収というか、お支払いいただけるというめどというか、そのあたりのお考えはどういうふうにお持ちになっておられるのかなという、さらに未収金がふえていくということにならないかと。その結果、水道をとめるとか、これは下水道やから関係ないんかな。その辺で、ちょっとどういうふうにお考えなのかなということをちょっとひとつお聞かせいただけますか。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

今、質問の中で、未収金対策という件についてのご質問だと思うんですけども。実はですね、公共下水道を進めるに当たって、平成6年に自然流下区域を淡輪地区で取り組みをしております。その当時、下水道の工事をしても、すぐに供用開始ができないという問題がございましたので、その場合は回収というのか、受益者負担金、その支払いを怠る方が非常に多かったと。その後、淡輪の中継ポンプ場ができて以降は、工事をすれば次の年からすぐつなげますということで、住民説明会についても何度もやった結果、その辺の理解も得て、回収率が非常に上がっております。

例えば、現年、17年度になってきますと、徴収率が94.7という形でいただいておりますので、今後も住民説明会を十分することによって、その辺は回収率が今以上に悪くならないのではないかと考えております。

それと、あと、水道料金の方にもかかわってくるんですけども、現在、水道の方で説明しましたように、給水停止ということは、現在のところ、適正に行われておりませんので、今後は水道料金の債権の回収について2年、下水道5年という問題を解決して、ある一定の線をもって、給水停止も含めて、その辺厳しく、回収率を上げるための努力をやっていきたいと思っております。

それと、個々の家の訪問というのは、先ほどの人員の面からいいますと、非常に困難であると。ほかの堺市なんかでは、委託をしているという状況にあるんですけども、この委託費についてもかなり金額は張ります。下水道の財政をもって、委託の効率ということを考えますと、すぐに踏み切れないという状況でありますので、給水停止、このような形、整理をやっていきたいと考えております。

以上です。

中原委員 負担がふえても回収率は下がらないであろうというお考えだということですね。

今の話で、給水停止のことが出てましたけれども、別に私は給水停止を推奨しているわけではないんですけども、これについては、実際にもし運用される場合は、なかなか足を運ぶことは難しいということでしたけれども、強制的にとめるということであれば、事情をよくつかんだ上での実施にさせていただきたいなという、これは要望なんですけれども。

負担についてなんですが、負担感というのは、人それぞれかなり差があると思うんですよ。奥野委員もおっしゃっておられましたけれども、特に65歳以上の方の負担が物すごく深刻やと。65歳以上の方だけじゃないですよ。我々もそうですよね。定率減税が半減されて、固定資産税もアップしてるということで、いろいろと私も住民の皆さんから文句を聞くわけですね。ある人なんかで言うと、「ガスの料金が上がった。1カ月に300円も上がったんやで、どう思う、中原さん」と言われて。

人によって負担感は全然違うと思っておりますけれども、それだけ、1カ月の300円という金額が非常に負担感が大きい方もおられる。実際に支払われない、生活していけなくなってしまうような方も出てくるんじゃないかなという不安を感じております。

感想というか、意見にとどめたいと思っております。

川端委員長 中原委員、答弁はいいんですか。

中原委員 結構です。要望いたしましたので。

反保副委員長 下水道の財政の健全化の中の項目ですけど、下水道工事が大分かなり進んでおりますが、下水道工事をされたエリアの中での水洗の加入率は、今一体からどれぐらいになっているんでしょうか。

それと、もう一つ、改正料金で値上げをした場合、今より余計に加入率が悪くなっていくと。高齢の方が非常に多い中で、くみ取りが安い。くみ取りの比較論になっていった場合、健全化という中で、くみ取りの方でやっていこうと、水洗トイレは無理やという方が非常に、逆に多くなっていくのではないだろうかという懸念があるんですけど、その辺はいかがなものでしょう。

川端委員長 2点について、答弁をお願いします。

木下上下水道部下水道課長 下水道課の木下です。

1点目の水洗化の状況につきましては、18年3月末で75.1%になっております。

2点目の高齢者のくみ取りになるんじゃないかというお話なんですけど、確かに値上げしますと、そういう懸念は考えられるんですけど、先ほどもお話にもありましたように、水洗化の助成制度等やっておりますので、その辺もPRを十分して、推進してまいりたいと考えております。

川端委員長 ほかに。

和田(勝)委員 1ページの2番目に、財政の状況という中で、現在、52億の起債というんですかな、52億5,000万円ほどの起債があると。この状況でいきますと、ここにも書いている年間の償還金は3億6,000万円、こういうことになっていきますと、このままで、私も、できれば値上げはあんまりいいとは思ってないんですけど、このままいくと、財政が前に進めへんのじゃないかと。次に、また下水の工事も、深日にしても、まだできてないところもあるし、孝子、多奈川もやってほしいと待ってるところもあるし、財政が悪くなってまうと、この方も前に進まないということもありますんで、やっぱり財政の健全化ということを考えますと、私は、月に、今見たら、今の標準ですけど、240円ほど上がるということになってますが。

何遍も言いますが、財政健全化と、深日、孝子、多奈川と、まだ下水も残っているところもあるし、待ってる方のことを思いますと、とりあえず財政健全化になって、工事を前に進めていってほしいということで、私は、この値上げはやむを得ないということでありませう。

川端委員長 意見やね。

田島委員 まず、部長ね、1点だけ、僕、整理したいんやけどね。部長とこの事業としたら、地方  
財政法の6条にのっって、独立採算制の原則から成ってるわけやな。今、それ一般会計  
を繰り入れているわけやしな。これは地方財政法の6条の精神から反してるんちがうか。  
当然、そういう特別事業する場合は、やっぱり特別会計というのがあるんやから。これ、  
一般会計入れて、特別事業するということは、やはり住民の公平性を欠く行為になるわな。  
当然、これは受益者負担というのは、大体特別会計の原則やな。これを値上げ反対となっ  
た場合、また一般会計で賄わんと、これ事業できませんやろ、当然。やはり、こういう不  
公平な一般会計を特別事業に入れてる自体が、僕から言うたら、おかしいと思うんでね。  
当然、一般会計、繰り入れせんように、やっぱり事業がせないかんということで。ぶっち  
ゃけた話、今までそういう手だてはやってたんかな。やって、ほんまに100%手だてし  
て、もうやむを得まへんのやと。第6条の精神に反するけども、一般会計で賄わな仕方な  
いんやと。そういうあれが見えてけえへんので、どうですかな。

今回、仮に、僕一人、個人意見やけども、値上げ、受益者負担のため値上げやむを得な  
しとなった場合、一般会計の繰入金金の増減を図れるかな。それもちょっと、部長、答えら  
れたら答えてほしいんやけど。

川端委員長 答弁お願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

一般会計の繰り入れなしでは、基本的に工事を進めることはできない状況に追い込まれ  
ております。都会の方では、下水道区域と都市計画の区域が一緒のところもあり、その辺  
の理解は得やすいところがあるんですけども。岬町につきましては、下水道区域には孝子  
は入っておりません。小島地区については漁業集落排水と、また別途の施策をやっている  
わけなんですけども。この工事につきましても、実は漁業集落排水についても、国庫補助  
の残りの部分については、一般会計の方から入れて工事を行っている。あと、孝子とか、  
下水道の整備のおくれるところにつきましては、合併浄化槽の補助というのを使っており  
ます。これにつきましては、国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1という形で、こ  
れについても町の負担で行っている経緯もございます。

ということで、岬町の中の下水道整備、汚水については、すべて補助金だけでは賄えな  
い状況にありますので、今、公平性の話からいいますと、合併浄化槽についても町の単  
独費をつぎ込んでいます。小島についても町の単独費ある。公共下水道整備区域につ  
きまして

も単独費をつぎ込んで、きれいな海を守る。そういう水洗化を使うというための町費は、私としてはやむを得ないのではないかと考えておる次第です。

以上です。

田島委員 今、部長の言うたこと、僕聞きたかったわけやな。ぶっちゃけて、幹線入ってるところはいたし方ないけども。小島の方は、そういうコミプラというか、それ入れると。

あと確認したかったんは、両畑と、幹線の入ってない地域については、そういう事業を100%できるんか、できないのか。もしできなかった場合には、一般会計使うんがおかしいやないかと、公平性欠くんじゃないかと。それを僕聞きたかったわけや。

ということで、孝子もそういう事業をするんか、両畑もやるんか、小島もやるんか、そういう未給幹線地域のとこの部分についても、そういう幹線は使えなくとも、コミプラ的にできるんかということをお聞きしたいわけやな。それやったら、僕、一般会計へ繰り入れても何ら公平性欠かないと思うんで、もう1回、地域ちょっと披瀝してほしいんやけど。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

地域的には、下水道計画区域というのは、先ほど、756ヘクタールをやっております。基本的に、それ以外の区域については、合併浄化槽補助といたしまして、トイレの水、ふろの水、洗濯の水、すべてを、ガレージぐらいのスペースがあれば、そこに槽を設置して、それを費用のうち、約半分ですね、その設置費用の約半分ぐらいを国・府・町、3分の1ずつ持って、具体的にいいますと、7人槽で41万1,000円という金を三者で割って出しているということで、特別な場所というのは、あと、小島地区については、ふれあい漁港の関係で整備をするという形で、町内全体にわたって、汚水整備については役割分担をしております。

公共下水の場所、合併浄化槽の場所、それと小島漁業集落排水。それと、今、田島委員のご質問あった、孝子とか両畑についての取り扱いなんですけども、これは下水道の方で役割分担の点検をしております。その中では、多奈川の両畑並びに孝子地区については、漁業集落と、準じるような形なんですけども、農業集落排水という制度がございますが、これについて協議をしておりますが、これについては採択されないと。条件がありますので、条件に乗らないということで、合併浄化槽補助を出していくという方針で対応しております。

以上です。

田島委員 補助になるわけかな、合併浄化槽。一般会計使うんやったら、公平性にちょっと欠くわな、補助というのは。これが、僕がちょっと疑問なんや。でないと、次の、僕、採決に判断材料で聞いているわけや。やりますとなれば、私はもろ手挙げて賛成するんやけども。ここやな。やっぱり両畑の人も、同じ住民税、いろんな税を納めているんやな。ただ、国の事業でここまでですよと切られてしもたら、これは国の段取りやけども、しかし、一般会計をこういう事業に使ってなかったら、それは仕方ないけどな。しかし、当然入れてるんやから、やっぱり補助というあれじゃなくて、財政もしんどいけど、そういう汗かいていただけか、部長しんどかったら、町長でも政治的に判断で言うてもうてもええけども。それと公平性に欠くて、一般財源使うのは。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 ちょっと私の説明不足だったと思うんですけども。合併浄化槽補助というのは、補助金という形を個人に給付してますが、その内訳は、国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1を持っていますので、その3分の1については町の費用を充てていると。公共下水道につきましては、基本的な整備については、補助路線については2分の1という割合があります。それ、残りの部分について、起債の対象になる部分と単独になる部分があるんですけども、ちょっと説明の中で補助という言葉を使いましたけども、個人については補助ですけども、町の単独費も当然使っていると。だから、汚水整備に係る分については、小島についても合併浄化槽補助についても公共下水道区域についても、割合については少し違うんですけども、町の単独費、町の費用を投資しているということでは変わりないと考えております。

以上です。

田島委員 了解、わかりました。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 結構でございます。

川端委員長 他の委員さん、質疑。

奥野委員 何度も済みません。先ほど、末原部長から田島委員の質問の中で、住民説明会という答弁があったかと思うんですけど、これはどういう説明か、この前、町長が報告会したように、各地区を回ってやられる。今回、いろいろ値上げラッシュの中でのそういう説明会になるのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。



末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

説明会というのは2種類を考えております。といいますのは、1点は、下水道を供用するところの場所について工事に対する説明とか、受益者負担に対する説明、使用料の説明というのをやっております。これは供用開始に伴う分の説明会。今回は、料金改定に関する説明会というご質問になると思うんですけども、これについては、説明会自身を考えておりません。といいますのは、水道のパンフレットと下水のパンフレットの料金体系表を今までは別々に配っていたわけなんですけど、当部としては、今回、五、六ページになると思うんですけども、水洗化の手引から、あと水道部分も含めまして、使用料体系を含めて、補助金の状況はこういう補助金があるから水洗化を促進して、下水道の早期資金回収を行いたいという趣旨のリーフレット作成を予定しております。そういうことで、この料金の改定に当たる住民説明会というのは、今のところ予定しておりません。

以上です。

奥野委員 何度も済みません。私も非常に判断材料に迷っているんですけども。何度も申し上げたように、本当に、今回、この3月議会から固定資産税の値上げ、本当にこれからもいろんな値上げが予想される中で、本当に住民さんがどれだけの負担がかかるのかというのが、一番やはり我々住民の代表としての、代弁者としての位置づけになるわけで、その辺のシミュレーションが出てからでも、私は判断をしてもいいんじゃないかと思っております。

ここで、皆様、ご意見いろいろあると思うんですが、ここで私は継続して、もう一度慎重に審議すべきで、3月の固定資産税のときもそのような思いであったんですけど。いろいろと報道にもされてますけれども、これで通ると、またいろいろ報道されると思うし、住民さんに納得される、ある程度これだったらいけるという数字のもとでの判断材料を提供した上で、いただいた上での審議していただきたいというふうに思います。

私のこれは意見です。

川端委員長 意見でね。

そしたら、他の委員さん。

中原委員 今、継続審議という要望やったんですか、ご意見、それについてはここでは言うたらあかんのですか。

今ね、理解されるんかという問題でね、ちょっと1つ。説明会のことで、供用開始をする場合の受益者負担金の問題で、これは恐らくそちらにも激しい苦情も含めて行ってるはずですけども、工事を先しといて、「お宅の家の前、下水通りましたから、金こんだけ

払ってください」と。「何や、それは」という話を私も何件か聞いておるんです。前もってお知らせするという事は、もう始めておられるのでしょうかね。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

説明会の件なんですけども、公共下水道を始めるに当たりまして、町の方では、この区域が入りますということで、当時、岬だよりの方でも出してあります。それ以降、下水道委員会の方では、3カ年計画というような形も出しておるんですが、今言われる、工事に先立ってという話も今ありますね。それにつきましては、下水道は順次進んできているので、最初のころは、先生言われたような形で、何でそんな急にやという話もあったわけなんです。それ以降、順次進めるに当たっては、面的に進んでいきますので、その問題、非常に少なくなっております。

例外といたしましては、飛び地というような形になるんですけども、朝日地区なんか入ったときには、ちょっと離れて、深日地区からちょっと離れたところもやりましたんで、それについては、区長の方から要望がありまして、工事にかかる前に、再度町の方からはお知らせはいろいろしてるんですけども、事前に説明会をして、また供用開始の前には説明会2回やったところもございます。そういう意味では、十分理解していただいていると、こちらは考えております。

以上です。

中原委員 今の件は結構です。

先ほどの奥野委員のご意見というか、提案というか、継続審議を求めるというお考えをおっしゃったのかなと思ったんですけども。判断材料がという点で言っておられたと思うんですけども、それはここで諮っていただけるんですか。

川端委員長 今、奥野委員、また中原委員も継続審議を求めるということなんですけども、それについて、やっぱり他の委員さんも、もしも他の委員さんもそのご意見に賛同であれば、それは可能なんですけども。他の委員さんが、ここできちっと質疑終了させて、採決をとりたいという委員さんがいらっしゃるか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

田島委員 委員として意見だけ言うときます、運営についてね。

僕の趣旨から言うたら、何ら継続審議すべき要素がないと思うな。ぶっちゃけて、地方財政法6条と独立採算制から見たら、原則からいうたら一般会計使ったらだめですよ。やりなさいよということですよ。当然、住民の公平さを欠くようなことはだめですよということで、住民の公平を確保しようと思たら、当然値上げせな仕方ないんですな。そうい

うことで、私は継続審議して、そして、どうするんかということ、継続審議の方の意見は見てけえへんのやけども、そしたら、どこから原資を持ってくるんかとなったら。当然一般会計から入れるんでしょう。そやから一般会計は使うべきして、事業の基本理念からいうたら、一般会計やめときましよう。受益者負担ですよという意味から、継続したら、これでどこから金入ってくるかというんや。だから、僕は当然この部分については、賛否で決めた方がええと思います。継続審議して、意味があれば、僕も賛成するけども、今ところ、僕個人的には見えてこないの、やはりこの当委員会で審議、可決、否決をすべきやと思う。一委員ですよ。

川端委員長 そしたら、和田委員のご意見は。先ほどご意見いただいたんですけど、もう一度。

和田（勝）委員 賛成は賛成で、ただ1つね、奥野さんが今言うたように、何か資料があったらと、ちょっと前に言うといたんもあるねんけど。それが簡単にもしこれ出せるんやったら、納得してもうたら、奥野さんいけると思うんやけどな。すっと出えへんか。それあったらと思っただんやけど。それがなかったら、それは別にしたら結構やけど。

川端委員長 そしたら、副委員長は。

反保副委員長 田島委員の考えと同じ考えですけど、やむを得ん事態が待っていると。いろんな料金改定がこれからも山積してくる中で、もう一度、実際にそれでいいものかどうか検討する部分はあると思うんですけど。だから継続で、もう一遍検討して、みんなでもう一遍話をした方が確認のために。

川端委員長 継続したいという方と、いや、もう採決したらいいんちがうかという方で、ちょっと意見が分かれてるということもあるし、また1時間以上たっている。休憩時間ということもありますので、暫時休憩したいと思いますけど、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 ご異議なしと認め、暫時休憩いたします。再開予定は4時です。

（午後3時49分 休憩）

（午後4時00分 再開）

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

先ほど、議案第83号「岬町下水道条例の一部を改正する件」について、慎重審議したんですけども、もう少し継続して審議をしたいというご意見ございましたので、委員会におきまして、後日また日にち設けまして、慎重な審議をしたいと思います。委員の皆さん、

ご協力お願いできますでしょうか。

田島委員 委員長ね、その前に、きっちり継続の方、挙手で、一応店閉めていただきたい。

川端委員長 ただいま田島委員から、きちっと挙手でもって継続したい人を明確にしたいということで、賛否をとりたいということでございますので、委員会として継続したいという方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

川端委員長 挙手は3人ということだね。

田島委員、よろしいでしょうか。

田島委員 結構です。これは民主主義ですからね。継続は継続で、僕らも賛成。賛成じゃなんやけど、認めますんで。ただ1つ確認したいんは、継続するとなれば、やはり継続する。会期中までやるんか、時間的な問題と、それと継続する理由、継続の資料があるんかないんか。いたずらに継続だけじゃ、僕らも忙しい身ですからね、また次、継続審議の日にちに出てきて、結局、資料なくして議論できずということで、その資料があたりかということが1つちょっと確認したいんですけど。

川端委員長 資料についてね。そしたら、先ほどから奥野委員から、もっと詳しい資料という資料請求ございましたけども、それに見合うような資料が提出できるのか、ちょっと担当の方から。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

奥野委員の求められている資料についてなんですけども、下水の個々の資料については準備できます。あと、モデルケースということで、標準的な世帯ということをご提案されているんですけども、それについて、ほかの、例えば水道、ほかの介護の問題とか、その辺、標準的なというのを、例えば3パターンか4パターンぐらいに絞り込んでいただければ、ほかの部署と協議しながら、例えば来週早々にでも間に合わすことは可能だと考えております。

以上です。

田島委員 それでは、理事者側のその答弁やけども、委員会としたら、次の継続日に僕が出席して、そういう議論できる資料は十分あるんですな。それは確認しておきますよ。でないと、次出てきて資料なかったら、本当に僕は迷惑な話やから。それだけ委員長にお願いしておいたら。

和田(勝)委員 継続審議で結構と思いますんで、できたら議会内というんか、来週ぐらいに開け

るもんやったら開いていただきたいと。

川端委員長 一応、継続するに当たって、予定日なんですけども、9月11日の月曜日10時から、その日はちょうど予備日として設けてる日なんですけども、その日はどうかと思うんですけども、委員の皆さん、またご協力お願いできますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 よろしく申し上げます。

そしたら、この案件につきましては、再度また審議するということでしたと思います。

その前に、担当の方から、先ほどの阪南市のことでの報告ちょっと申し上げます。

木下上下水道部下水道課長 下水道課の木下です。

先ほど阪南市の改定の件につきましては、この表につきましては間違いはございませんでして、阪南市は平成17年12月議会におかれまして改定の可決をされておまして、平成18年5月1日から実施しているところでございます。その改定率につきましては、17.1%となっております。今後の改定予定につきましては、21年度に予定をしておるということで、その欄は未定になっているということでございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

一応、87号につきましては継続ということで。

続きまして、議案第88号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

古橋上下水道部水道課長 水道課の古橋でございます。

岬町水道給水条例の一部を改正する件につきまして、ご説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、過日、部長の方からご説明を申し上げておりますが、今回の改正は水道料金の改定が中心となっておりますことから、改定の必要性等につきまして、さきに配付をさせていただいております別冊2、水道料金改定について(案)でまとめておりますので、この資料でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、開いていただきまして、資料の1ページの目次をごらんください。

資料のまとめ方といたしまして、1.水道事業の状況及び2.水道事業の経営の状況で、現在までの推移を、次に、3.中期経営の見通しでは、現況を踏まえた財政見通し及び4.

経営の健全化と、それを反映した5番の経営健全化推進項目による経営見通しを整理し、それらを基礎として、料金改定案等を6番の水道料金について及び7の料金改定後の経営見通しとしてまとめております。最後に、今後の課題としてまとめております。

資料の2ページをごらんください。

まず、1の水道事業の状況では、給水人口や水量等の推移を記載をしております。本町の水道につきましては、普及率が既に100%を達しておりますが、給水人口は年々減少しております。一方で、給水戸数は増加傾向にございまして、また水量については、人口の減少や大口需要者の使用量の大幅な減少等によって減少しております。

なお、上のグラフでは凡例が4つありますけども、グラフのラインが3本となっております。これにつきましては、行政区域内人口と給水人口が同じ数値、普及率が100%ですので、同じ数値となっていることから、重なって表記をされております。

次に、3ページに移っていただきまして、本町の水道事業の財政状況は、にあります収益的収支の状況では、給水収益の減少に加えまして、拡張事業等の資本投下に伴います減価償却費や企業債利息が財政を圧迫をしておりますことから、毎年度、純損失、いわゆる赤字を計上している状況にあります。

また、の資本的収支では、拡張事業等の資本投下に伴います企業債元金の償還が財政を圧迫している状況にあります。

4ページでは、としまして、流動資産及び負債の状況をお示しをしておりますが、短期間で現金化できる資産でございます流動資産から、1年以内に支払いをする必要がございます短期の債務、流動負債を差し引いた額は、年々減少しております。この額がマイナスとなった状態は、当面の支払い能力を超える債務があるということで、資金ショートを意味し、不良債務が生じている状況となります。

次に、企業の経常的な活動におけます収益性を示す指標であります経常収支比率の状況でございますが、グラフが5ページでございます。

経常収支比率の推移につきましては、岬町の場合、100%を下回っております。100%を超える場合については単年度黒字、100%未満については単年度赤字を示しており、類似団体では100%を超えている黒字の状態となっております。

次に、給水収益、いわゆる料金収入の状況についてお示しをいたしておりますけれども、一般需要者、大口需要者とも減少してきておりますが、特に大口需要者では、本町最大の大口需要者の操業停止などによりまして激減状態にあります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

6番としまして、使用水量等の分布を掲載をしております。平成17年度におけます分布では、11立米から20立米の使用量が最も多くて、1カ月の平均水量が30立米までの使用者が全体の82.3%という形で、30立米までの使用者が非常に多くっております。また、折れ線グラフにおきまして、使用水量が多いほど料金が高くなる逓増型の料金体系が顕著にあらわれております。

次に、給水収益に占める義務的な経費の割合のつきましては、人件費、減価償却費、企業債利息とも、類似団体に比べて高い状況にあります。これにつきましては、分母となる本町の給水収益の減少が一因とも考えられますが、結果的には財政の硬直化を示した形となっております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページでは、給水原価、供給単価及び資本費の状況について、お示しをしております。まず、給水原価は、有収水量1立米当たりどれだけの費用がかかっているのかを示す指標でございます。本町の場合、17年度では267円41銭となっております。また、有収水量1立米当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示す供給単価は235円98銭で、水をつくる原価よりも売り値の方が安い状況にあり、類似団体と比較をしてみますと、給水原価、供給単価とも類似団体を大きく上回っております。

次に、資本費でございますが、資本費につきましては、有収水量1立米当たりの資本投下額を示す指標でございます。これにつきましても各年度において類似団体を大きく上回っております。

以上が、現在の今までの水道の現況でございます。

次に、8ページに移っていただきまして、このような状況のもと、今後どのように財政が推移していくのかを平成18年度の当初予算をベースに、一定の条件のもとで推計したものを3番の中期経営見通しとしてお示しをしております。

まず、試算の条件といたしましては、基礎的数値となります人口につきまして、他計画との整合を図る必要もあることから、平成17年度に策定をいたしました岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で推計されております人口を使用いたしており、これによりますと、平成23年度には1万7,614人まで減少すると予想いたしております。また、給水戸数につきましては、過去5年の平均伸び率により、水量につきましては人口に連動する形で推計をいたしております。

次に、(2)の収益的収支の算出につきましては、まず収益の料金収入につきましては、一般需要者分につきましては人口連動で、大口需要者につきましては18年度見込みで固定して算出をいたしております。

また、営業外収益のうち、下水道使用料徴収事務費につきましては、下水道の使用戸数見込みと連動させ、その他の収入につきましては18年度見込みで固定をしております。

収益的支出につきましては、営業費用のうち人件費につきましては18年度当初予算ベースで、また、減価償却費におきましては資本的支出の建設改良費と連動して算出し、その他の費用につきましては18年度の見込みで固定をしております。

また、営業外費用の支払い利息につきましては、機器借り入れ分及び今後の借り入れ見込みをもとに算出し、特別損失につきましては、18年度の決算見込みで固定をして算出をいたしております。

9ページに移っていただきまして、3番の資本的収支でございますが、資本的収入につきましては、特定財源のみでございますことから、資本的支出と連動して算出をしております。

次に、資本的支出のうち、建設改良費につきましては、実施計画を策定し、算出をいたしておりますが、この実施計画では、水道事業の課題でもございます老朽管を19年度から23年度までの5カ年間で解消をするという計画のもとに、建設改良費を算出をいたしております。また、元利償還金につきましては、収益的支出の支払い利息と同様に、今後の借り入れを考慮して計算をいたしております。また、その他の臨時的な収入は見込んでおりません。

このような条件のもとに推計をいたしますと、10ページの上の表でございますけれども、下から3段目にございますように、収益的支出において、毎年度9,000万から約1億100万程度の財源不足が見込まれ、平成23年度の繰越欠損金、いわゆる累積赤字は、一番下の下段の右端でございますが、約5億3,300万円に達すると予想され、11ページにお示しをいたしておるんですけども、資産の状況におきまして、平成19年度には流動資産が流動負債を上回る、いわゆる不良債務が生じると予想されております。

このような厳しい状況の中におきまして、今後、今まで以上に経営の健全化に努める必要がございまして、集中改革プランとの整合を図りながら、定員の適正化では平成18年度から職員数、予算に比べて1名を減している効果額として、18年度から23年度までの間で4,400万円。また、自己水を有効活用し、府営水道水の受水を縮減する送水管



理の徹底で1億8,000万円。繰出基準等に基づきます繰出金を一般会計に求めてまいります。財政規律の確立で3,200万円。公営企業借換債の発行に伴います公債費負担の軽減で200万円及び事務的経費のマイナスシーリング等に伴います事務的経費の削減で300万円など、項目、そして可能な限りの数値目標を設定いたしまして、経営の改善に努めることとし、その効果額は平成18年度から23年度までの5カ年で1億8,900万円を見込んでおります。

また、下水道でもございましたが、未収金対策につきましては、口座振替納付の促進、督促状や電話による催告、夜間徴収等の強化を図りつつ、コンビニ納付制度の早期導入の検討などによりまして、その回収に努めてまいりたいと思います。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

先ほどの説明をさせていただきました経営の健全化の取り組みにおきまして、数値化が可能な効果額約1億8,900万円を見込んだといたしましても、表の下から2段目でございますけれども、各年度におきまして6,000万円から6,500万円程度の純損失、いわゆる単年度赤字が発生いたします。19年度から23年度までの5カ年間では、表の下から2段目の一番右端でございますが、3億1,290万5,000円の財源不足が予想されております。

このように内部努力をしつつ、なお、不足する部分につきましては、水道事業の独立採算制の原則から、一定の料金改定をお願いする必要があると考えております。

そこで、経営健全化実施後の財源不足をベースといたしまして、水道料金のあり方などをお示しさせていただいたものが、6番の水道料金についてでございます。

水道料金のあり方につきましては、水道事業運営におけます独立採算制の原則や、料金につきましては、公営企業法においても公平妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営下における適正な原価を基礎とすることや、企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとされておりますことから、これらの原則を基本として検討いたしております。

13ページでございます。まず、料金の算定期間でございますが、一般的には料金の安定性、使用者間の負担の公平性及び原価把握の妥当性などの要素を考慮し、おおむね3年から5年を基準として適正な範囲で長期化を図ることが妥当とされております。このことから、今回の算定期間は、なるべく長期を設定し、平成19年度から23年度までの5カ年間といたしております。

次に、料金の算定につきましては、事業運営に必要な経費に見合っ  
て料金を定める総括原価方式により算定をし、その方法は下の図にお示し  
をしております。この結果、平均改定率は、下から2段目ござい  
ますが、12.81%となっております。

次に、料金体系でございますが、本町の料金体系は、使用料の増  
加に伴い、料金単価が高くなる逓増型を採用いたしております。  
逓増型は、水を大量に使用する使用者への負担を多く求めるこ  
とによって、水需要を抑制するとともに、生活用水、いわゆる少  
量使用者への配慮を目的とする体系でもございますことから、今  
回の料金改定につきましても、この逓増型料金体系を維持するこ  
ととしております。しかし、今後、企業誘致等の観点からも、水  
を大量に使用する者への負担軽減と使用量の増加を目的とした逓  
増逓減制の料金体系などを検討していく必要もあるかと考えてお  
ります。なお、今回、メーターの使用料については据え置くこと  
といたしております。

14ページをごらんいただきたいと思います。

グラフと表で使用水量別の供給単価をお示しをいたしてござい  
ますが、グラフの真ん中付近の横線が平均の供給単価235.98円を  
示してございまして、縦の棒グラフが使用水量別の供給単価を  
示してございます。これで見ますと、使用水量が多くなるほど料  
金が高くなる逓増型料金体系が顕著にあらわれていると同時に、  
少量使用者に対して料金に一定の配慮がされていることがあら  
われております。

次に、改定案でございますけども、今回の改定案につきましては、  
表にございまして、現行料金体系のもと各使用料区分一律に平  
均改定率の12.81%を乗じて算出をいたしてございまして、こ  
れは先ほどのグラフでもございまして、既に少量使用者に対し  
一定の配慮がなされているというふうに考えてございまして、  
今回、一律に改定率を乗じた格好としてございまして。

なお、今回の改正から条例での表記につきましては、消費税込  
みの総額表示を予定をいたしてございまして、改定料金案の括  
弧書きで消費税込みの額をお示しをいたしてございまして。

次に、15ページに移っていただきまして、15ページでは一般  
使用料別の料金を10立米単位で算出した資料を記載いたして  
ございまして。

また、16ページには、府下市町村と比較したものを記載いた  
してございまして、改定後の料金は使用料が10立米では、府  
下、改定後では2番目、20立米、30立米では、府下最高額  
となってまいります。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

本町の水道料金につきましては、府下トップクラスというか、ほとんど上になっておりますけども、そもそも水道料金がなぜ高くなるのかを一つの仮定のもとに検討してみました。水道事業につきましては、浄化あるいは受水をした水を幾つもの配水池を經由しながら各家庭に配水をするという非常に大きなエネルギーが必要となる事業で、これを支えるためには、多額の費用が必要となってまいります。

このことから水道管の延長に着目をいたしまして、本町を含む高料金の団体、近隣団体及び料金が低額な団体を抽出し、その比較を行ってみました。この結果、料金が高額な団体ほど人口1人あたりに要する水道管の延長が長く、また水道管1メートル当たりの有収水量及び給水収益が低いことや、また費用については、近隣団体と比較しても低額となっていることから、地形的な要素、または人口の減少等により配水の非効率性が高料金の一因になっていると考えられます。

次に、改定後の経営見通しでございますが、18ページの表でございますように、この料金の改定後は、平成19年度以降の各年度の単年度収支はほぼ均等は保たれるものの、18年度までの発生をいたしております累積欠損金が約3,100万円残すことになっております。

また、不良債務は回避をできるというふうに予想されますが、改定に伴います使用控えも生じる可能性もございます。さらなる経営改善に努める必要があると考えております。

最後に、今後の課題といたしましては、住民生活に不可欠なライフラインとして、安全な水の安定供給を目指しまして、老朽化をしている設備の更新、地震等の災害対策でございますとか、水質異常対策などを充実する必要がございます。

しかし、現状においては水需要の大幅な増加は期待できないような状況でございますし、一事業体では限界に近づきつつあるとも考えられます。こういう状況につきましては、他団体においても同様であるというふうに考えられますことから、水道事業の一元化や広域化の検討を進める必要があると考えております。

説明は以上でございますが、人口の減少に加えまして、大口需要者の使用量の激減につきましては、今の状況ではちょっといかんともしがたい状況にあることをご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

奥野委員 また後でご意見があるかと思えますけれども、先ほど下水の方でも継続のご審議をいただくということですので、その資料の中にも水道料金のそのあたりも加味していただきまして、資料の提出をお願いしたいと思いますので、これも継続の審議にさせていただくよう、要望いたします。

川端委員長 奥野委員は、資料をもらってから質疑をしたいというあれですか。

田島委員 この資料で質疑するようになってあるのに、質疑もなしで継続入れない。

川端委員長 さらなる資料請求、さっきの下水道と関連した資料の請求ですか。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

先ほどの審議の中で、下水道の料金体系については理解できるけども、標準的なモデル家庭を3つ、4つ設定して、それに対するほかの水道、下水、介護とか、そういうものを含めた回答を出すということで、こちらの方は理解しております。

以上です。

川端委員長 奥野委員は、その資料を待つということでもいいんですね。

他の委員さん。

田島委員 今、担当の方から細部にわたって説明受けて、聞いたんですけども、まず、今回、下水道は別として、上水道において、何が要因でまた値上げに入っているんやと。ここですわな。僕個人的に、ちょっと感想を言わせてもらいますわ。

結局、水道事業も大変事業が苦しいという要因は、僕なりに考えているのは、大口の需給企業が撤退ということが要因と思うんですな、ぶっちゃけた話ね。こんなもん、ある日、突然羽ばたいて、大きな企業が飛び去るもんじゃないわけですか。当然、撤退時期については、当時の担当者とか、最高責任者というのはわかっちゃはずですわな。この問題は、今さら、だれに不満ぶつけるかいうたら、おりまへんわな。そやから何でそのときに、うち羽ばたきますよというときに、何で手だてしとかなんだかなと。きょう、この委員会で突出して、こういう金額、再訂して上げてくるのは、本当に、何かわしら、もうじき選挙あるので、ねらい撃ちでやっとなかいなというのがあるんでね、こんなん言うても仕方ないですけども。

府営水が73%、数字間違うてたら言うてくださいな。73%の府営水1立方メートル88.1円、自営水の場合は、うちのダムですわな。27%で1立方メートル54.5円で、まず賄うてるということですか。ここで1つ質問したいんは、当然、府営水というの

は契約で買ってるんで、契約の難しい問題がある。これはクリアできるんかできないかわからんですな、相手は大阪府ですから。

そこで、うちの自営水のダムの稼働能力ですわな。この自営水は最大限稼働した場合に、府営水と自営水の比率ですわな。自営水がどれだけ最大稼働した場合、どの程度賄えるかと。これは当然、自然相手やから、雨のない年もあるんですけどね。そのときは、ないときは、また済みません、大阪府さん、契約しとうけど、ちょっと分けてよというのは、それもひとつ当たるべきやと思うんでね、あかなんたら仕方ないけども。どうですか、担当部長、まだなってる間ないんやから細かいことわからんと思うけども、ダムの最大稼働した場合に、どのくらい供給できますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道の末原でございます。

ダムにつきましては、公称能力というのがございます。これについては、1日当たり4,200立方メートルの処理能力がございます。しかしながら、ちょっと現実的な話をしていきますと、平成13年度になるんですけども、この場合は、府営水の割合と自己水の割合ですね、これが自己水が24%の運営、それ以降、21%、24とかの数字で、現在、17年度につきましては、先ほど言いました27.1%、27%を使っている状況です。それと、最大につきましては、実際の状況は雨、これに頼っているわけですね。

ご承知のように、この逢帰ダムにつきましては、農業用の水利用がございます。これにつきましては、田んぼが減ってるから水の量が減ると、一概にそれは言えない状況になっております。といいますのは、田んぼが少なくなってきましたと、田越し水路というような形の利用形態もできなく、高齢化しているということですね。水路が掃除がきれいにできてないとかいうことで、水需要が余り減っておりません。これについては、町の方から水路の改修等を積極的にすれば可能なんですけども、それについてはちょっと財政上、苦しい状況なので、水については余り農業用水は減ってないという状況です。

その中で、先ほど言いました4,200を使えば、単純に計算すれば150万立方メートルぐらいは、1年間で最大賄う可能性はあります。しかし、今までの使用実績からいいますと、自己水として使っているのは、13年から17年ぐらいにつきますと、最大で70万、少ないところは63万程度、これはちょっと渇水の時期とか、いろいろかかわっております。

今後の改善の方策なんですけども、今回、27%とっておりますが、23年度を目途

に利用率を上げて、府営水の供給契約を減らして、31%程度の計画で、今回のものは作成しております。

それで、その中で一番懸念されるのが、やっぱり雨の状況です。アメダスの方の統計によりまして、平成14年とか17年という年には1,000ミリを切る、年間降雨量でございます。そういうリスクを踏まえながら、現在、ダム並びに浄水場の老朽化は進んでいるんですが、最大限それを利用することによって、料金改定率を低く抑えたという経過がございます。このことから、ダムについては有効利用という形で、今回の経営の方向には盛り込んでおります。

以上です。

田島委員 そうか、最大努力しても31%か。農業用のあの部分については、僕調べたんやけど、3件しかかんがい用に使てないわけやな。それで、3件でも、水路じゃなしにパイプな。そやから漏水、むだな水というのはないと思う。これはかんがいは別に影響ないと思うんでな。説明の中の改定案で、ランクからこれを見たら、ごっつい厳しいな。なってるんで、要因は今言うたとおり、お客さん少ななったから仕方ないわな。しかし、ぶっちゃけて、継続に持っていきたいなと、今回また別に思てるわけや。今、質問させてもうて、答えがわかったんでな。まねするんじゃないんですよ、継続は。

大阪、あの府営水は大体88.1円で買ってますわな。和歌山何ぼで売ってくれるかということすな。和歌山、安いと思いますけどね、紀ノ川利水は。ただ、本管の事業費というのはどのくらい要るかわからんし、ただ、投資的にやるとけば安く買えると思う。何も大阪府に義理立てして分けてもらわんでも、安い方買うといたらええんやからね。そういう将来的な話を、今こんなもん解決できませんけどね。そういう案も大事ちがうかなと思ってますんで、水売っちゃらあいうたら買うたらええんですわ。何も遠慮せんと、高いところから買わんとね。そのために水道事業で商売してまんのやろ。そやから、この料金には、ちょっと僕もな。

これは、当然、朝起きたら、みんな蛇口ひねらなあかんもんねん、下水道ちごてね。全員、水なかったら生活できへんから、そしてまた、夜になったらふる入れるのに、また大量に入れると。若い夫婦やったら赤ちゃんおりゃあ、また大変、洗濯代も要る。一番これは利用頻度が高いもの、この数値で上げられたら、僕、住民支持者にどない言うてええんかなと思うんやけども、下水の場合は何とか誤るけども。

どうですか、ダムは31%が限度ですか、部長。幾らフル稼働しても、自然相手や

から。それとあわせて、今言うた、和歌山市さん、どうですかと、そういうお話も将来的な話ですよ。

2つ、ちょっと答弁してください。

川端委員長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

ダムの使用については、先ほど、最大の話はさせていただいたんですけども、今年度については、水は確かにございます。それについても、事前に前年度で大阪府と契約水量の計画申し込みをしております。これについては、過去については、下げることができないというような話もございました。それは歴代の部長は知ってると思うんですが、それを最近、大阪府の方も専用水道で利用者が減ってくるとか、いろんな条件もございますので、ちょっと柔軟な感じにもなってきております。

そういうことを踏まえて、私の方も努力も踏まえて、下げるという計画のもとで、あとダムの利用率を上げていくと。これについてもかなり努力は惜しまない予定はしてるんですけども。これ以上上げるといふことの計画をつくるということは、アメダスの統計から出していくと、非常に、何というかラフな計画になってくると。そういうことも踏まえまして、最少の今まで、そうですね、17年なんかは非常に952ミリという少ない、平年は1,260ぐらいあるんですけども。そういうことを踏まえると、これ以上の利用率を今回の計画に盛り込むのは、ちょっと無理があるんじゃないかということで設定させていただきました。

それと、あと和歌山から供給する件につきましては、ご承知のように、平井峠に国道が入ってくる。大川峠もあるし、孝子の峠もありますね。非常に山を越えてくるということ、これが1点。工事的には、非常に難工事になるやろうと。

それと、あと、和歌山と大阪府の水の取り合いの話で、一時、関空のときには番川ダムというふうな計画もございましたから、和歌山から供給していただくときに、番川ダム経由であれば淡輪方面へ持ってきて、そこから行くというふうな話もあったんですが、ご承知のように、紀ノ川大堰自身はでき上がっているんですが、供給の話は今の水余りの現象の中では、ちょっと実現不可能な話かと考えておりますので、今、委員言われるように、もっと和歌山との駆け引きをもって、府営水道の料金を下げてもらおうとか、契約水量について、何ていうか、発言権を持って交渉していきたいと考えております。

以上です。

田島委員 紀ノ川利水の部分については、部長はちょっと消極的に、そら無理やと考えてるんやけども、それが将来的には可能やと。何とか汗かいたらいけるんやと。その間は、やっぱり値上げの分、住民さん、辛抱してよと。将来的には安い料金でおいしい水が飲めまっせというんなら、僕もちょっとこれ採決には考えるんですけどね。僕の言い分がないんで、きょうはこの場でそんなもん、賛成と苦しんで、下水道みたいに、またまねせなしゃあないな思うんで。僕の意見だけ言うときますわ。ほかの委員さんも、また聞きたいことあるんで、どうぞ。

川端委員長 田島委員、よろしいですか、ご意見ということですね。

和田（勝）委員 12ページの経営健全化項目推進による経営の見通し、これ見直ししても、平成23年にはまだ累計で3億4,315万7,000円か、これが一応まだ見直しして、ここへ、今、私が言うてるとこは、これでおうてるんですか。おうてるというと、私は思うんは、この上にも書いてますけど、大阪府への働きかけやな。水道料金を値切るということを私は思うんですけどね。この点について、大阪府、前動いたと。どのくらい動いてくれたん。

川端委員長 2点についてね。答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

先ほど、和田委員が、12ページの収益的収支の方で、見通しということで3億1,200万ということ、赤字になるということですが、改善を行えば、ちょっとページが変わってくるんですけども、18ページの方に移っておきます。当年度純利益は、合計で約100万ということで、改善を行わなければ12ページで、改善、今回の12.81%の料金値上げと町の経営努力によりまして、合計として100万程度の赤字が出ると。これについては、さらなる行政改革を行って、ゼロに、プラスに持っていきたいと考えております。

それと、大阪府に対する働きかけの件なんですけども、これについては非常な困難が予想されております。といいますのは、実際、大阪府、村野浄水場、琵琶湖の方から水を持って来るわけなんですけど、大阪府とすれば、同じ料金で供給をしてるわけなんですけど、実際、現実、例えば岬町を例にとれば、淡輪地区の番川のそばに府営水の受水場があって、そこから多奈川の人数の少ないところまで、供給量が少ないにもかかわらず、100%やっていますので、実際に計算をすれば、町内の中でも電気料金のかかっている集落とか、管路の負担率とかいう問題もございます。この辺について、大阪府府営水としても、その辺の、



岬町については使用量も少ないけども、遠いところまで運んでいる。途中で塩素も追加している。配水池も経由しているという観点から、全体として下げてくれという話を持っていくのは可能なんですけど、その辺については、こちらにもコストがかかっていると。岬町については非常にコストがかかっているということで、岬町だけで値下げの交渉というのは、少し難しいかなということを考えている次第です。

ですので、近隣市町村すべて水道の財政というのは非常にしんどい状況にもありますので、今、聞くところによりますと、大阪府営水道自身は黒字であるということもあります。その辺をもって、将来的には大阪府と大阪市の水道が合併するというふうな業務提携を結ぶという話もございますので、その辺でさらなるコスト縮減ができた折に、町の方から働きかけて、大阪府の受水団体すべてをもって、値下げの話を持っていきたいと考えております。

以上です。

和田（勝）委員 12ページで見てたんでありますが、18ページ見たら、23年には3,129万2,000円と。やっぱり見直しせんと、こういうふうになれへんということもわかりましたわ。それと、どちらもしんどいということは、大阪府もしんどいというか、そんなもあるんやと思うんですけど。岬町はとりあえずしんどいんやから、また府に機会あるとき、交渉してもうて、少しでも安く入れてもらうようにお願いしますわ。

川端委員長 和田委員、要望ということで。

ほかの委員の皆さん。

反保副委員長 私は、先日、一般質問で、税金を上げていくか、あるいは再度合併を推進するかという、そういう部分を一般質問で、活性化を図り、増収を図っていこうというふうに考えているわけですけど。料金改正というのは、ここに「3年から5年を基準とし」ということで書いてますけど、これは今回は19年度から23年度までの5年間、前は、いつ改正されているんでしょう。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

前は、13年の12月で、14年の5月分から改定を行っています。

以上です。

反保副委員長 それと、今、岬町の大口の需要者は何件ぐらいあるんですか。かなりの大口需要者、比重占めていると思うんですけど、抵抗はないんでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋上下水道部水道課長 水道課の古橋でございます。

大口需要者でございますが、大口需要者につきましては、定義というのは決まった定義はございませんが、本町で定義づけております部分につきましては、月平均使用量が1,000立米を超える、年間1万2,000立米でございますが、超える企業等を位置づけておまして、その件数につきましては、施設も含めまして11でございます。

反保副委員長 それから、今現在、工業用水がない中で、一応企業誘致、これだけのアップになっていった場合の企業への告知というか、案内というか、この部分も大いに案内比重は占めてくると思うんですけど、この辺も対応も考えているんでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

工業用水につきましては、岬町の方には現在来てないという状況はご存じだと思います。あと、今回の料金改定の中には、土採り跡地の水とか、現在、関電の方の使用が減っているその跡地について、企業が入って使っていただける量については見込んでおりません。したがって、そちらの水を使っていただくための方策というのが、使用量が大体設定されれば、何らかの料金のカーブを変える方法もございますが、基本的に、水道といたしましては、それは一般施策で、一般会計の方から企業誘致に係る優遇措置というのはやっていただきたいなという件が1点ございます。

しかしながら、今回、表の方でちょっと示させていただいたように、大量の水使用者については料金が高いということで、供給単価に比べまして、町のもうけが、平たく言えば、あるということでございますので、たくさん使っていただければいただけるほど、今回、料金が住民の皆様の少ない使用量の方にも恩恵が行き渡るものと考えておりますので、その辺については、企業が入ってきた時点で、一般改定とは別に、水道の施策として、また議員の皆様提案する場合もございますが、今のところ、工業用水道については、大阪府には要望はしておりますが、それについては、できないと、見込みがないということ。その辺については、実は先ほど和田委員の話もあつたんですけど、大阪府の働きかけということで、この会期内にも、大阪府の方とざっくばらんな打ち合わせをする予定にはなっております。その辺については申し入れしていきたいと考えております。

以上です。

反保副委員長 どうもありがとうございます。

川端委員長 皆さん、いいですか。

ちょっと私の方からも。私も、先ほども言われてましたけど、13年12月議会で上程されたときに、その当時、産業建設委員会の委員のメンバーとして審議したんですけども、そのときに14年、15年、16年、17年の計画表というのをいただいて、先ほども田島委員から、例えば企業が撤退するなんか、そんなんすぐに撤退することわかってたはずやのにといいご意見ございましたけども、13年12月に上程されてきた計画案、14年度については、計画案ではまだ損失400万なんですけども。現実には、今回の実績のところでしたら2,365万という、約2,000万からの差が出てるんですよ。そこでの料金収入については、計画よりも5,000万少ないけども、受水費については、支出については500万なんですよ、計画と実際のんではね。この辺がどうなっているのかということと、それと、あと、有収率、90%をずっと目標に立ててるけども、現実には88.8%、この辺もどうしようもないものなんか、ちょっとその辺をお尋ねします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

計画、13年12月に改定をしながら、その年から計画がずれてるという内容でございますが、まず当時の関電が撤退するという内容については、私が聞き取った内容の中では、情報をつかむことができなかったという内容でございます。

それと、実は総合計画の絡みがございまして、私もちょうど下水道で14年の方で処理させていただいたんですが、実は総合計画の場合は、人口が伸びていくという、当時の流れの中で、昭和22年には2万5,000人という計画が打ち出されたばかりのころでございます。したがって、町の総合計画に準じた形で、南村開発とか、淡輪のリフレですね、西南総合開発、これが十分人が張りついていくであろうと。町のものは、そのような考え方で総合計画をつくっていったわけなんで、その上位経過に基づきまして、人口設定をしていただいたということで、初年度からその辺の開きがまず出てきた。あと、関電については、使用量が非常に減ってきた。しかも、先ほど大口事業者という話の中で、料金が上がったということで、実は井戸を掘った企業もございます。そのようなことで、町の見込み以上に利用控えがふえたということが原因と考えております。

それと、あと、有収率についてなんですけども、一応88.8という数字については、皆さんの理解では、90やそこら、当然行くやろうという考えもございしますが、これは市町村別というか、人口別の数値からいいますと、この有収率は非常に低い数字では、実はないんです。というのは、統計の方に出てますが、1万5,000人から3万人人口規模

については、やはり町とか村が経営しているところもありますので、実は87%弱の数字だったと記憶しているんですけども。そこを何で改善できないかという理由が、実は岬町の場合、地形的な問題がございます。

というのは、今回100%の給水をしてるということで、多奈川の西畑、東畑まで持っていった経緯があるんですけども。これについては、ある程度の管で持っていかないと、給水戸数に合わせて水を持っていくだけでは、消火用水というのか、消火栓をつけることもできないという問題もございます。実は太い管で持っていきますと、使用量が少ないと、ちょっとたまり水というような形になりまして、実は町の職員を使って、ドレーンといって、ある程度、水質が保たれるような形で、水を実は捨ててるという状況がございます。これは、住民の方に、安全・安心な水を飲んでいただくためには、町としては、それをせざるを得ないかなと。

しかも、塩素についても、塩素というのは、管の中でだんだん少なくなっていきますので、水道法に基づく0.1ミリリットル以上の塩素をきかせなければならない状況もありますので、あまり管の中で長い時間いますと、塩素がなくなっていくと。減少もございますので、この有収率については、これから90、91と段階的に上がっていく状況ではないと私は考えておるんです。努力はしますけども、今言いました安全・安心な水の供給、たまり水の解消という意味から、このあたりが、もう少しはいけるかなと、この辺が限界かなというところに来てると思います。

以上です。

川端委員長 ありがとうございます。有収率については、部長のお話聞いてて、それこそ、また私たちも住民さんに聞かれたときには、こうやって、その辺のところは自分も答えられるかなと思うんですけども。

まだちょっと私の中でも、13年12月議会で出てきた計画は、14年度から全然計画倒れになってるところが、まだまだ自分の中でちょっと理解できない部分もありますし、また今回、先ほども田島委員から言われた、一番最高額、府下どこよりも最高額になるという点も、この辺ももうちょっと理事者としても努力してもらえないかなというふうに思います。

先ほどから継続審議で、もう一度ゆっくりと時間をかけてほしいかどうかという委員さんからのご意見もございますので、委員の皆さん、どうでしょうか。

中原委員からは、まだ全然質問もご意見も聞いてないんですけど。

田島委員 上程された議案書等の運営について、運営上のことで、私、苦言呈したいんや。運営上のことでね。なぜかというたら、やはり付託された議案書で審議してくれという上程してきてるわけですな、付託でね。そしたら、一応とりあえず、この議案書についていろんな審議というんは、質疑入れたり、そして、この質疑入れた中で、これはちょっとけしからんやないかと。どうよ、修正の余地ないんかと、そういう議論をした中で、これは聞けん話やなというて継続ならよろしいよ。審議せんと頭から継続いうたら、これ、本当に委員会の運用がなってないと思うんですわ。

そやから、もうちょっと運営上、まずいと思うんですな。審議もせんと、頭から継続、袋ごと反対と、これは委員会としてマナー悪いと思うで。まず質疑を入れて、この資料ではあかんやないかと。そしたら、一遍折衷案で修正案はこうやと。その修正案のめませんと例えば、それは話にならんなど。そしたら、もう1回、この資料であかんから、資料を出してくれと。時間かけて継続審議するというなら運営上ええけども。冒頭から、そんなもん質疑も入れんと、継続いうたら、ほんまいうたら委員要らんわけや、この委員会。これ、まずいと思うで。やはり質疑入れたげんと、上程者もわからんわけですな、何で継続やという意味。

そやから、最低限、この資料の質疑入れて、質疑入れて質問者が納得いかなんたら、理事者に対して修正案どうよ。こういう修正どうよと。これをすべきと思うんや。質疑も修正案も出さんと、頭から継続いうたら、何の継続やと。資料を出せいうたって、出しようがないと思うわ。これは運営上、まずいと思う、この委員会。もうちょっと勉強せないかんと思うわ、質疑を。まずいで、これ。

川端委員長 済みません。

奥野委員 私、冒頭に継続と申し上げたのは、ほかの委員さんの質問がなかったの、私のご意見申し上げただけで、すぐ質問があれば、そういう意見は言わなかったはずなんですけれど。それだけです。

田島委員 それやったええけども。質疑出尽くしたら、そしたらどうするかということですか。賛否とるんか、そこで賛否よりも、ちょっと慎重審議したいんで、継続の方を一遍諮ってくださいと行かんと、今の流れやったら、冒頭から継続と言うたから、おかしいなと思てね。質疑せえへんでしょう。こんな委員会、おかしいわ、やっぱり。精査してから。僕は質問させてもうて、折衷案はないか思ったら、ないということや。そしたら、僕は、委員長、今度、諮ったときに、継続のときやったら、僕も継続と手挙げますし。

田島委員 田島委員から、今そういうご意見いただけてますけども、中原委員は質疑ございませんか、今回は。

中原委員 今回は質疑はありません。

川端委員長 質疑なくて、中原委員としては、このまま採決に持っていきたいというご意見でしょうか。

中原委員 ちょっと難しい。でも決とってください。

川端委員長 採決をね。

中原委員 継続するかどうかという意見が出てるんで、継続したらどうかという。

川端委員長 済みません。私もちょっと先走って、継続というご意見が出てきてから、私もちょっと先走ってしまったかもしれないんですけども。ただ、それはあくまでも、委員さんとしての継続としてご意見であって、やっぱり今、田島委員も言われたように、継続に持っていく限りは、ここでしっかりと質疑をして継続に持っていかないと、それこそ、また継続しても質疑なしになっても。先ほど奥野委員は、資料請求されてたから、その資料を見て、また次に質問、意見が出てくるかと思うんです。その辺でね・・・

和田（勝）委員 休憩しよう。

川端委員長 今、休憩したいという意見出てますので、暫時休憩することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 ご異議なしと認め、暫時休憩いたします。ただし、20分から始めたいと思いますので、お願いします。

（午後5時14分 休憩）

（午後5時20分 再開）

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ご着席願います。

先ほどの議案第88号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」についてなんですけども、継続審議をしたらという、委員さんから声が出ております。これにつきまして、皆さんに諮りたいと思いますので。これを委員会としての継続審議をしたらいと思う委員さんについては、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

田島委員 その前に、委員長、済みません。よろしいですか。

川端委員長 はい、どうぞ。

田島委員 これも、またぞろ継続審議するんやったら、継続審議する理由ですな。結局、会期中内で継続審議するんか、それとも閉会中の継続審議を議会で採決とるんか。いたずらに継続継続いうて、会期中に解決するんならよろしいよ。資料ないから継続というんならね。資料提供できるんかな。そして、理事者の資料というのは、どんなもんか見えてきてないのに、継続というのは、いつまで継続するかということ、まずそれ整理してほしいな。次の12月の定例会まで継続するんか。するんでありゃあ、やはり本会議で継続の決議せいかんし、委員長が議長に言うてもうて、議長が本会議に諮ってもらわないかんし、会期中なら別によろしいけどね。継続いうても、いろいろ継続の仕方があるんでね。運営上のこと、僕、心配して言うてるんやけどね。

川端委員長 田島委員のご配慮、本当にありがとうございます。

先ほどからも奥野委員から資料請求と言われてました。その資料についても、次の予定しております11日、月曜日10時からの委員会に提出されてくるというふうに聞いておりますので、またその資料でもっての、また委員の皆さんからもご意見いただいて、できる限り、私としましては、会期中にきちっと採決ができればいいなというふうに私は思っておりますけども。どうでしょうか。また、それには、委員の皆さんのご協力をいただかなあかんのですけども。

田島委員 そうやね。やっぱり月曜日までに継続するならば、修正案の案もあるんか、それとも月曜日までに賛否をとれる確率があるんか、それもやっぱり精査しとかんと、月曜日に出てきて、何やまた同じことかとなったら、やっぱり我々委員会だけの問題と違うわけですな。理事者もこれだけの職員が1日詰めてたら、やはり住民相手の事務も残ってますんで、できたら、あんまり理事者に負担かけんように賛否とりたいな思ったんやけども。やっぱり委員さんの意見も尊重しますんで。継続は、僕は結構と思うけども。ただ、継続の方法で、今期で継続で賛否とれるならよろしいけども、僕はとらへんと思う。できたら閉会中の継続にするんか、それをはっきり詰めとかんと、月曜日出てきて、おもしろうてせんなんと思うんや。折衷案に応じてくれるんやったら、修正調製もできるんなら継続で結構ですよ、月曜日まで。しかし、修正案も出ん。そしたら、何のために継続したんやとなってくるんで、運営上どうするんかなと。

僕は継続するんやったら、閉会中の継続を意見言うときます。

川端委員長 田島委員としては、閉会中の継続審査。

田島委員 今、この場で修正案で議論できるんやったら修正案の議論してほしいけども。修正案の余地ないんでしょう。継続というのは。僕は継続ならば、閉会中の継続を求めたいと思います。

和田（勝）委員 今、委員長おっしゃられるように、とりあえず継続するかせえへんか、とりあえず諮ってくれますか。諮った後で、この議会内でするかせえへんかも諮っていただいたら結構と思います。とりあえず先に。

川端委員長 先ほど挙手いただいたんです。もう一度しましょうか。

和田（勝）委員 あれでよかった。とってなかった。

川端委員長 挙手いただいたんです。

和田（勝）委員 とっていただいて、委員長、あったと思うんで、あったらいけると思うんで、それでいけたらもう結構です。

川端委員長 継続ということで、よろしく願いいたします。

和田（勝）委員 一応、継続審議ということになったということで、下水の方も、一応月曜となってますんで、その日にしていただいたら結構かと思えますんで、よろしく願いします。

川端委員長 あと、案件として、今、田島委員もご心配いただきました決算認定の件も残っておりますけども、この決算認定の件も月曜日に皆さんに審査の方、お願いしたいなと思えます。本日のところは、一応、これで閉会という形で。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

先ほど、下水の部分と水道の部分について継続という話がございました。当部といたしましては、今回の改定案はベストなものと考えておりますので、修正案というものについては提出予定はございません。奥野委員の方から、標準的なモデルケースという形で、住民負担が、水道、下水、もろもろの部分がどのような形で上がるか、料金値上げになるという形のものを提出するというので、あくまでも上下水道部といたしましては、今回の改定案で了承をお願いしたいということで、お願いしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

川端委員長 そしたら、9月11日、月曜日10時から、また委員会を開催したいと思いますので、委員の皆さん、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

（午後5時30分 閉会）



以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年9月8日

岬町議会

委 員 長

川 端 啓 子